

【取扱注意】

いじめ防止対策推進法第 28 条 1 項にかかる 重大事態の調査報告

令和 8 年 3 月 23 日

学校いじめ防止対策委員会

本報告書は、令和 4 年から 5 年にかけて発生したいじめ及びいじめ重大事態に関する対処について、その時点で公表されていた手引きやガイドラインを参照し、検証を行っているもので、その後に発出された、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインや横浜市いじめ防止基本方針（令和 7 年 2 月改訂）等は参照していない。

目次

第1	はじめに.....	1
第2	調査の概要.....	1
1	調査機関.....	1
2	調査の方法.....	1
3	調査スケジュール.....	2
第3	調査結果.....	4
1	本調査の対象.....	4
2	いじめに該当する事実の有無.....	4
(1)	はじめに.....	4
(2)	認定できる事実.....	5
(3)	にらまれたという訴えについて（認定できなかった事実）.....	6
(4)	いじめの認定.....	6
3	当該生徒に対する学校及び教育事務所の対応の概要.....	10
4	当該校の対応の問題点.....	26
(1)	いじめを把握するまでの問題点.....	26
(2)	いじめの事実の把握が不十分であったこと.....	28
(3)	組織的対応がなされなかったこと.....	32
(4)	保護者や教職員同士のコミュニケーションが不十分であったこと.....	33
(5)	他にも法やガイドライン、通知に基づく対応がされなかったこと.....	37
(6)	機動的な学習保障ができなかったこと.....	41
(7)	調査対象ではないものの不適切な対応が見られた点.....	42
5	教育事務所・教育委員会の対応の問題点.....	43
(1)	助言内容が実現されないことについての対応が不十分であったこと.....	43
(2)	当該保護者と当該校の認識を埋める役割を果たせなかったこと.....	44
(3)	当該保護者に対して不適切な説明を行ったこと.....	44
(4)	重大事態調査を行うと判断するまでの日にちがかかりすぎていること.....	46
(5)	オンライン授業に関して学校主導にしてしまったこと.....	46
6	当該校・教育事務所に共通した問題点.....	47
第4	再発防止のための提言.....	47
1	いじめの認知を早期に行うアンテナを持つこと.....	47
2	事実を正しく認識した上で正しいアセスメントを行うこと.....	47
3	充実したいじめ防止対策委員会を開催すること.....	48
4	受け手の気持ちになった対応を行うこと.....	48
5	迅速なコミュニケーションを取ること.....	49

6	他者に相談することをためらわないこと.....	49
7	重大事態調査の実施について.....	49
	(1) 正確な情報を伝えること.....	50
	(2) 重大事態に該当する場合は迅速に調査ができるような制度構築.....	50
8	学校と教育事務所の協働について再度検討を行うこと.....	50
9	簡潔で一覧性のある対応まとめの作成.....	51
10	主体的にいじめの対応をする職員の採用あるいは外部協力を検討すること(全市的な検討事項).....	51

第1 はじめに

本件は、横浜市立中学校（以下「当該校」という。）に令和4年度に入学した男子生徒（以下「当該生徒」という。）が同級生から長期間にわたって「汚物」「近寄るな」などの言葉を受けたこと等によって、1年次の1月から休みがちとなり、2年次の7月から全く通学ができなくなったことに関して、令和5年11月30日に当該校から「重大事態に関する報告書」が提出され、発生した事実及びその事実発生後の当該生徒に関する当該校及び教育委員会の対応について、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条1項2号に基づく調査を行ったものである。

法は、児童生徒の教育を受ける権利を保障し、児童生徒らが安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、いじめの未然防止等を行うことを意図している。本委員会によるいじめ重大事態の調査は、いじめを行った児童生徒への懲戒や民事・刑事上の責任追及等を目的とするものでなく、学校や教育委員会が事案に適切に対処し、学校関係者のみならず、保護者その他の児童生徒の育成に関わる全ての関係者がいじめの事態に向き合うことで、同種事案の再発防止を図るために行われるものである。

第2 調査の概要

1 調査機関

当該校の学校いじめ防止対策委員会に神奈川県弁護士会から推薦された弁護士（以下「弁護士」という。）及び神奈川県臨床心理士会から推薦された臨床心理士（以下「心理士」という。以下弁護士と心理士を合わせて「本件専門家」という。）が加わり、調査を行った。

調査については、公平性・中立性を図る観点から、本件専門家の意向を十分尊重することとされており、事実認定及び学校・教育委員会の対応の検証は本件専門家のみ判断で行っている。

2 調査の方法

本調査は、当該生徒及びその保護者（以下「当該保護者」、当該生徒の父親を「当該父」、当該生徒の母親を「当該母」という。）、関係生徒及びその保護者、学校長・1年次及び2年次の副校長・生徒指導専任教諭（以下「専任」という。）、教務主任教諭（以下「教務主任」という。）、学年主任教諭（以下「学年主任」という。）、1年次から3年次の担任3名（1年次の担任を「1年担任」、2年次の担任を「2年担任」、3年次の担任を「3年担任」という。）、1年次の副担任・当該生徒が所属していた部活の顧問3名（「顧問1」、「顧問2」、「顧問3」という。）、養護教諭3名、並びに北部学校教育事務所

(以下「教育事務所」という。)の指導主事3名について、本件専門家が面談にて聴き取りを行うとともに、当該校や教育事務所に資料の提供を求めつつ行った。また、当該保護者とは月に一度の進捗報告を主たる目的とする面談を行い、情報提供されたものについては、これらを参考にして聴き取りを行い、学校提供資料と総合して事実認定を行った。

幅広く教職員に聴き取りを行ったのは、当該生徒に関する学校の対応の在り方、組織的対応の有無について重点的に調査を行うためには、本件に関わった多くの教職員について直接の聴き取りが欠かせないとの判断に基づくものである。

3 調査スケジュール

年月日	内容	場所
令和5年12月27日	第1回調査委員会 ・事案の概要 ・調査の進め方の検討	当該校
令和6年1月■日	当該生徒保護者への聴き取り	学校教育事務所
1月31日	第2回調査委員会 ・進捗報告 ・調査の進め方の検討	当該校
3月■日	関係生徒・保護者への聴き取り	当該校
3月■日	関係生徒・保護者への聴き取り	当該校
3月27日	第3回調査委員会 ・進捗報告 ・調査の進め方の検討	当該校
4月■日	当該生徒保護者への聴き取り	学校教育事務所
4月■日	当該生徒保護者への聴き取り	学校教育事務所
4月15日	1年次担任への聴き取り	当該校
4月23日	養護教諭1、2への聴き取り	当該校
4月25日	第4回調査委員会 ・進捗報告 ・調査の進め方の検討	当該校
4月30日	1年次部活副顧問、養護教諭3への聴き取り	当該校
5月■日	当該生徒保護者面談	当該宅

5月15日	1年次副校長、2年次副校長への聴き取り	当該校
5月■日	関係生徒・保護者への聴き取り	当該校
5月■日	関係生徒への聴き取り	当該校
5月30日	1年次副担任への聴き取り 指導主事への聴き取り	当該校
6月3日	指導主事への聴き取り	当該校
6月4日	第5回調査委員会 ・進捗報告 ・調査の進め方の検討	当該校
6月5日	3年次担任への聴き取り	当該校
6月10日	部活顧問1、2年次担任への聴き取り	当該校
6月12日	部活顧問2への聴き取り	当該校
6月■日	当該生徒保護者面談	当該宅
6月19日	校長への聴き取り	当該校
6月26日	校長への聴き取り	当該校
7月■日	関係生徒・保護者への聴き取り 教務主任への聴き取り	当該校
7月10日	第6回調査委員会 ・進捗報告 ・調査の進め方の検討	当該校
7月10日	生徒指導専任への聴き取り	当該校
7月17日	学年主任への聴き取り	当該校
7月■日	当該生徒保護者面談	当該宅
9月■日	当該生徒聴取	当該宅
10月4日	第7回調査委員会 ・進捗報告 ・報告書案の検討	当該校
10月17日	いじめ問題専門委員会へ審議依頼	市庁舎
11月5日	いじめ問題専門委員会からの意見具申	—
7年7月■日	当該生徒保護者への報告書案説明	当該宅
10月■日	当該生徒保護者への報告書案説明	当該宅

8年3月23日	第8回調査委員会 ・報告書の確定	当該校
---------	---------------------	-----

第3 調査結果

1 本調査の対象

本調査は、当該生徒及び当該保護者の言及した事由を中心にいじめに該当する事実があったか、その事実を踏まえて当該生徒について当該校がどのような対応を行ったかの検証、それを踏まえた再発防止策の提言である。調査対象の期間としては、いじめに該当する事実の発生から、令和5年11月30日付「重大事態発生に関する報告」の提出までの当該校及び教育事務所・教育委員会の対応としているが、下記4(7)のとおり、学校が対応すべきであったと思料される事項に関しては、一部期間外の対応について言及している。

当該校の提出記録上、当該生徒の令和5年の欠席等の日数は下記のとおりである（7月■日以降は当該校に通学していない。）。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
出席すべき日数	16	19	17	16	20	21	13
欠席日数	■	■	■	■	■	■	■
遅刻日数	■	■	■	■	■	■	■

2 いじめに該当する事実の有無

(1) はじめに

いじめに該当する事実の有無の認定に当たって、当該生徒や当該保護者の聴き取り、当該保護者や当該校が提出した資料の確認、関係生徒及びその保護者の聴き取りを中心に行った。

当該生徒や当該保護者の訴えは、どれも具体的であり、当時の自身らの気持ちも交えながら説明が行われていた。

一方で、訴えのあった事実について、関係生徒が行ったことを自身で認めていたり、利害関係を有しない者によって裏付けられたりする聴き取り結果が存在しなかったものがある。

いじめの訴えがあった事実の時点から長期の時間が経過して関係者の記憶が薄れているとともに、事後的に資料を検証せざるを得ない本調査の限界が存在し、確実に認定できる事実が限定されてしまったことを先に述べる。

注意的に記載するが、本調査では、当該生徒が述べている事実が存在し

なかったということではなく、上記の理由から事実が確実に存在したという認定ができないということであり、当該生徒が心身の苦痛を感じたことは、認定できる事実には留まるものではない。

(2) 認定できる事実

ア 部活動を休んだことに対し「サボるな」と言われたこと（本件行為1）

当該生徒はサッカー部に所属していたが、 のリハビリによって部活を休むことがあった。関係生徒Aは、令和4年6月頃から、当該生徒が部活を休んだ際に、当該生徒に対して、「サボるな」と述べた。

なお、当該生徒は、理由なく部活を欠席することはなく、部活の顧問から見ても練習に積極的に取り組んでいるという評価であった。また、当該校の教職員は、当該生徒が のリハビリのために休むことを部員に対して伝えておらず、関係生徒の中には本調査の聴取時にその理由を把握していなかった者もいた。

イ 当該生徒が「インキャ」かの投票を募られたこと（本件行為2）

関係生徒Bは、令和4年6月 日、当該生徒と同クラスの29名が参加しているLINEグループの「アンケート機能」（グループ内のメンバーに質問し、回答を求めることができる機能）を使用し、「〇〇（注：当該生徒名）がインキャだと思う人」というアンケートを作成し、グループ内のメンバーに投票を募った。

ウ 「頭の髪を整える」とアンケートに記載されたこと（本件行為3）

令和4年7月又は9月、スピーチを実施し、各自のスピーチ内容について、各生徒が感想アンケートを記載して本人に交付するという、国語の授業が行われた。関係生徒Cは、当該生徒が発表をした感想アンケートの「課題を感じた所」という欄に、「頭の髪を整える」という記載をして当該生徒に交付した。

エ 関係生徒複数が当該生徒の嫌がる言葉を述べ続けたこと（本件行為4）

関係生徒A、C、D、Eが、令和4年10月から令和5年1月までの間、ほぼ毎日、クラス及び部活において、当該生徒に対して、「シラミだ」「汚物」「近寄るな」「臭い」「フケがついてる」等の言葉を述べた。

誰が具体的にどのような言葉を述べていたか、それぞれどの程度の頻度で述べていたか詳細は認定できないものの、前段落の事実は、当該生徒・関係生徒からの聴き取りによって認定できる。

オ 当該生徒が写った写真のアップロード（本件行為5）

①関係生徒Fが、令和5年1月 日、部活の遠征先で撮影した富士

山が綺麗に映っている写真（写真の左下4分の1ほどを占める部分に当該生徒が写りこんでいた。当該写真に大きく写っている人物は当該生徒のみである。）を自身のインスタグラムのストーリー（24時間限定で公開対象を限定して閲覧ができるようにする機能）にアップロードした。

②当該校の中で、自分がインスタグラムでフォローしている友人に対して任意の写真を送付し、送付された人が送付した人に関するコメントを付けてストーリーでアップロードすることが流行していた。関係生徒Fが、当該生徒が写りこんでいた①の写真の関係生徒Gに送付し、令和5年1月■日、関係生徒Gが自分で作成したコメント（関係生徒Fに関するものであり、当該生徒に向けたものではない）を付けた形で、インスタグラムのストーリーにアップロードした。

(3) にらまれたという訴えについて（認定できなかった事実）

当該生徒が、令和5年5月■日の遠足の日、学校に忘れ物をしたため当該校に立ち寄ったところ、部活の先輩ににらまれたとの訴え（以下「先輩ににらまれた件」という。）があった。

この件については、当該生徒が行為者を具体的に特定できる程度に確認しておらず（本件行為1の影響もあり、休むとサボりと決めつけられることを恐れ、特定できるほどしっかりと確認できなかった当該生徒の心理的背景が存在したと考えられる。）、当該生徒を見かけたと申告するサッカー部員もおらず（下記4(5)エのとおり当該校の聴き取りが丁寧でなかったことも影響していると考えられる。）、当該事実が存在したことを客観的に裏付ける資料も確認できなかったため、事実であると認定することはできない。

しかし、同年5月■日以降、当該生徒の登校頻度が少なくなっていること、聴き取りにおいてこの事実によって恐怖を覚えたためであると当該生徒が話をしていることから、事実として認定ができなかったとしても、当該校はこの訴えに基づいた対応をするべきであった。これについては下記4(5)エにおいて後述する。

(4) いじめの認定

ア いじめの定義

法第2条1項には、「いじめ」について以下のとおり規定されている。

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった

児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」。

法2条1項の定義が広い趣旨は、「できる限りいじめの範囲を広く取るべきという考えによります。客観的にはいじめとは認めることが困難であるケース、教職員や学校が理由の如何にかかわらずいじめと認めないケースなどにおいて、本来であれば支援の対象となるべきいじめを受けている児童等が対象から外れてしまうことを防ぐため」（小西洋之著『いじめ防止対策推進法の解説と具体策』WAVE出版第33頁）とされており、条文上も、行為者の主観は問われていない。

また、いじめは、行為を受けた者の心身の苦痛に基礎を置く概念であるため、当該生徒が当時置かれていた、他の生徒との関係性も含めた具体的な状況を踏まえ、当該生徒と同じ立場に立った場合に心身の苦痛を感じるといえる場合には要件を満たすものと考えることが適当である。

このように、法は、行為者を責めるためではなく、児童等を漏れなく支援するために「いじめ」の定義を広くしている。本調査も、行為者の非難可能性やその行為が適切であったか否かという観点ではなく、当該校が対処すべき事象であったか否かという観点において調査を行っているため、「いじめ」の定義を広く捉え、その認定を行う。

イ 本件行為1について

関係生徒Aは、当該生徒の同級生であるため、「当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等」である。

理由なく休むことをせず、部活に真摯に取り組んでいた当該生徒にとって、 のリハビリという、サッカーを支障なく行うための明確な理由があつて部活を休んだにも関わらず、自身の怠惰によって理由なく休む趣旨の「サボる」という表現で指摘されたのであるから、このような言葉を浴びせることは、当該生徒に対して心理的な影響を与えるとともに、苦痛を感じさせることが当然であるといえる。

したがって、「心理的又は物理的な影響を与える行為…であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」の要件を満たす。

なお、関係生徒Aによれば、当該生徒が休んだ理由が によるリハビリであることを知つたのは令和4年の夏休み頃とのことであり、実際に当該生徒が理由無く休んでいると考えて注意した可能性もある。しかし、本人に対して休んだ理由を直接確認すれば、リハビリによるものであることがすぐに分かつたはずであり、これをせずに「サボり」と決めつけて指摘したことについては問題があつた。

ウ 本件行為2について

関係生徒Bは、当該生徒の同級生であるため、「当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等」である。

「インキャ」という言葉は、「陰気なキャラクター」を略したものであり、人の性格について否定的評価を行う言葉と解釈するのが一般的である。「インキャ」か否かを投票することを募ること自体が、自身がインキャだと少なくない生徒に思われていると当該生徒に認識させるものである。そして、29名ものメンバーが所属しているクラスのLINEグループにそのような投票を募るということは、当該生徒のことを良く知らないクラスメイトにまでも、当該生徒が「インキャ」であるという印象を抱かせかねないものであり、これによって当該生徒が心理的な影響を与えられ、苦痛を感じるのは当然であるといえる。

したがって、「心理的又は物理的な影響を与える行為…であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」の要件を満たす。

エ 本件行為3について

関係生徒Cは、当該生徒の同級生であるため、「当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等」である。

「頭の髪を整える」ことが「課題」だと指摘されたら、自身の頭髪、すなわち容姿に何らかの問題があると認識し、傷付くのが通常である。そのような指摘を、国語の授業のスピーチの感想という全く関係のない場でなされてしまうこと自体、悪意があつてなされたと認識するのが自然であり、当該行為によって当該生徒が心理的な影響を与えられ、苦痛を感じるのは当然であるといえる。

なお、関係生徒Cが、当該生徒がスピーチで髪のを触る行為があり、「スピーチ中に頭の髪を整えている仕草をすることが気になった」という趣旨で指摘した可能性は存在する。しかし、本件行為3と近似した時期に本件行為4があり、既にこの時点で、当該生徒自身の頭髪に関して何らかの指摘を受けていた可能性がある状況で、「頭の髪を整える」ということが課題であると指摘されたら、当該生徒としては、自身の容姿に対する指摘であると受け取るのが自然であるし、実際に当該生徒及び当該保護者はそのように認識していた。そのため、このような趣旨であったとしても、このアンケートによって当該生徒が苦痛を感じたことについては認定が可能である。

したがって、「心理的又は物理的な影響を与える行為…であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」の要件

を満たす。

オ 本件行為4について

関係生徒A、C、D、Eは、当該生徒の同級生であるため、「当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等」である。

令和4年10月から令和5年1月までという3か月間強という長期間にわたって、ほぼ毎日のように、臭いという指摘や、近づくなという、それぞれ人格を否定するような言葉を浴びせられ続けること自体が非常に辛いことである。それに加え、それを述べていたのが多人数であり、特段他の生徒が止めた様子がないということ的前提にすると、極めて強度の高い心理的な苦痛や誰も守ってくれないという孤独感を、当該生徒が長期間にわたって受けていたことは明白である。

したがって、「心理的又は物理的な影響を与える行為…であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」の要件を満たす。

カ 本件行為5について

関係生徒F、Gは、当該生徒の同学年の生徒であるため、「当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等」である。

インターネット上に自身のみが大きく写った写真をアップされた場合、自身の姿態が広く拡散されることを懸念し、不安に感じるのが自然であるし、自身の確認もなく勝手にアップロードをされることに不快感を覚えることは通常で、実際に当該生徒は、「データに残るものを何で勝手にアップするんだろうな」と不快感を覚え、「悪用することに繋がりそう」と思ったとのことであり、当該行為によって当該生徒が心理的な影響を与えられ、苦痛を感じたといえる。加えて、当該生徒は勝手に写真を撮られることに嫌悪感を覚えていたが、この写真は当該生徒の許可を受けずに、当該生徒が写りこんでしまったということであり、勝手に写真を撮られること自体も苦痛を感じさせるものであるといえる。

したがって、「心理的又は物理的な影響を与える行為…であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」の要件を満たす。

なお、関係生徒F、Gともに、当該生徒が写っていることを理由としてインスタグラムのストーリーにアップしたわけではないが、当該生徒のみが大きく写っている写真をアップした場合に、拡散の危険性が発生することや当該生徒がどのように思うかということについては思いを致すべきであったといえる。

キ 小括

したがって、本件行為1、2、3、4、5ともいじめであると認められる。

3 当該生徒に対する学校及び教育事務所の対応の概要

調査の結果認められた学校対応の経過の概要は、下記のとおりである。

認定に当たっては、当該生徒及び当該保護者、関係生徒ら及びその保護者並びに複数教職員の間で認識が共通していた事実、ほぼリアルタイムで作成されていたと認められる当該校作成の経緯記録など証拠価値の高い資料と整合する説明については事実であると判断した。

なお、下記は主な経過を整理したものであり、記載されている以外にも、当該保護者と当該校の教職員及び教育事務所の指導主事は頻繁に連絡を取っていたことを注意的に述べる。

なお、具体的な対応者が聴き取り結果や記録上、行為の主体について確実な特定が困難なときに、「当該校」という記載を用いている。

事実としては認定できるものの、当事者の中で当該事実が発生した日にちの認識が異なっており、特定が困難であるものが存在する。これについては、日にちの後ろに「【当該生徒】」「【当該校】」とそれぞれの認識を併記するか、大まかな時期で特定を行っている。事実としては認定できないものの聴き取り結果を記載する必要があると判断したものについては「※」の後に聴き取り結果を記載している。

令和4年	
春～	当該生徒は ████████ のリハビリによって部活を休むことがあった。その理由について、学校の教職員から部員に対する説明は無かった。
6月頃以降	関係生徒Aが、当該生徒に対して「部活をサボるな」と言った（本件行為1。実際は上記のとおり ████████ によるリハビリのためであった）。
6月 ███ 日	関係生徒Bが、クラス29名が参加しているLINEグループにおいて、「アンケート機能」を使用し、「○○（注：当該生徒名）がインキャだと思ふ人」というアンケートを作成し、投票を募った（本件行為2）。
7月 又は9月	国語の授業でスピーチ発表の感想を書くプリントで、当該生徒の発表に対して、関係生徒Cが課題として「頭の髪を整える」と書いた（本件行為3）。
10月頃～ 令和5年1月	関係生徒A、関係生徒C、関係生徒D、関係生徒Eが当該生徒に対して、ほぼ毎日、「シラミだ」「汚物」「近寄るな」「臭い」「フケがついて

	る」と述べ続けた（本件行為4）。
秋ごろ	生徒全員に対して行った生活アンケートにおいて、当該生徒の同クラスの生徒が、「あなたの周りに困っている人はいますか？」という質問に対し、「ひどい事を言われている（汚物など） ※いやに思っているかは分からない（聞いても大丈夫という）」と、当該生徒について言及する回答を行った。
12月中	<p>■匿名の「いじめ解決のための生活アンケート」において、当該生徒は以下の回答を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりすることがありましたか？」という質問に対し「1週間に何度も」に○をつける。 ・「遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりすることがありましたか？」という質問に対し「1週間に1回くらい」に○をつける。 ・「仲間はずれにされたり、無視されたりすることがありましたか？」「いやなことや恥ずかしいことをさせられたり、されたりすることがありましたか？」という質問に対し「1か月に1～2回くらい」にそれぞれ○をつける。 ・「友達にお金をあげたり、食べ物をおごったりすることがありましたか？」「持ち物やお金がなくなったり、こわされたりすることがありましたか？」「メールやネット上のサイトなどに悪口を書かれたりすることがありましたか？」という質問に対し「今までに1～2回くらい」にそれぞれ○をつける。
12月■日	<p>当該生徒、当該保護者、1年担任が三者面談を行った。</p> <p>※当該保護者の記憶では、同年7月■日に行われた前回の三者面談と同じように「孤立している様子はないけど何かあればすぐ言ってね」という趣旨の話を1年担任からされたとのことであり、1年担任の記憶では、「困っていることはないか」と間接的に話を聞いたということであった。</p>
12月中	<p>■1年担任は、三者面談で関係生徒Dに対し、「距離感っていうのは考えた方がいいんじゃない」と伝えた。</p> <p>■1年担任は、三者面談で関係生徒Eに対し、「周りにいる子は楽しいと思っているかもしれないけど、本人はもしかしたらちょっと感じることが違うかもしれないよ」と伝えた。</p> <p>※ただし、1年担任によると、いじめが存在することを前提とした話ではないとのことであった。</p>
令和5年	

1月12日	<p>当該母が、1年担任に対し、当該生徒が友達から「ふけがある」と悪口を言われていると訴えているため欠席する旨を連絡した。</p> <p>1年担任は本人が登校できたら話をすると回答。</p>
1月■日	<p>■出席した当該生徒と1年担任が面談をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒は、関係生徒A、関係生徒C、関係生徒D、関係生徒Eに「ふけがある」「髪型(ねぐせ)が変」「くさい」など言われる。前年11月末から言われるようになったと説明をした。特に関係生徒Aから言われるのが嫌であると述べた。 ・当該生徒は、関係生徒らへの注意は望まないと述べた。 ・1年担任は当該生徒に対し、「最終的に指導したほうが良いと思うがまだ注意をしない」旨を伝えた。 <p>■1年担任が当該生徒との面談内容を当該母に報告した。当該母は、乗り越えてほしいという希望と、休むことも選択肢と考えていると述べた。</p>
1月■日	<p>関係生徒F、関係生徒Gが本件行為5を行った。</p>
1月■日	<p>■1月■日のアップロードを把握した教職員が関係生徒F及び関係生徒Gに対し、聴き取りをしたところ、両名とも事実を認めた。</p> <p>■聴き取りを行った教職員は、両名に対し、写真をアップするときには嫌な思いをする人がいないか、その後どうなるかを考えてからするようにと指導を行い、その日のうちに関係生徒F及び関係生徒Gの保護者が当該生徒の保護者に謝罪をした。</p>
1月■日頃	<p>顧問1が、サッカー部の部員に対して、「仲間を大切にしよう」という旨の指導を行った。</p>
1月■日	<p>放課後に当該母と当該生徒が来校し、1年担任と顧問1が面談をした。当該生徒は、関係生徒Aからの悪口が一番気になっていると述べ、10点満点の評価で関係生徒A 6/10、関係生徒F(本件行為5) 4/10、足のケガ 5/10で気になっているとのことであった。</p>
1月■日	<p>■当該生徒は3時間目から登校し、4時間目から教室に入った。</p> <p>■1年担任が当該母に連絡したところ、親としては「状況が繰り返されるのであれば指導してほしいという気持ちがある」旨を伝えられ、1年担任は、学校としても指導を入れたほうが良いと提案を行った。</p>
1月■日	<p>■当該生徒が欠席。</p> <p>■1年担任が当該保護者に連絡したところ、当該保護者は指導をする方向を希望したため、1年担任から本人の承諾を得られるように話をしてほしいと依頼をした。</p>

1月27日	1年担任が当該母に架電し、関係生徒らに対する指導の内容や方向性について協議を行った。
1月■日	<p>■当該生徒、当該保護者が来校し、1年担任、学年主任と面談した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該生徒が、いじめの内容について、具体的に誰から何を言われたのか、その頻度や時期をまとめて記載したメモ（以下「本件メモ」という。）を持参し、交付した（原本は当該校が預かった）。 ・教職員が関係生徒A及び関係生徒Cに対して指導を入れ、保護者同士で話をしてもらうこととなった。
2月■日	<p>■当該校が関係生徒Aへの聴き取りと指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任が関係生徒Aに対して、聴き取りを行ったところ、「眼鏡」「ふけがある」「近寄るな」ということを言ったことを認めた。 ・当該校が関係生徒A保護者及び当該保護者への連絡を行い、翌日に謝罪の会を行うこととなった。 <p>■定例のいじめ防止対策委員会が開催された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件行為4についていじめ認知をした。いじめ認知報告書には「11月下旬ごろから数回、クラス・部活動が同じ生徒から嫌なことを言われた」との記載がされた。
2月■日	<p>■謝罪の会前の、当該校教職員の関係生徒Aへの指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係生徒Aは、自身にもフケがあると言われたので当該生徒にも言ったと説明した。 ・指導した教職員は、フケで辛いことがあったのは分かったが、それを当該生徒に返して良いわけではないことを伝えた。■■■■■ <p>■■■■■それを言い続けるのは違うのではないかと伝え、傷つけたことに早く気付くべきで、言わなければよかったときちんと言えるように指導した。</p> <p>※指導した教職員は、関係生徒A及び関係生徒Aの保護者に対して本件行為4を行った理由を伝えても言い訳になるということを伝えたという認識であったが、関係生徒A及び関係生徒Aの保護者は、当該教職員との会話で理由を言うことを口止めされたと認識していた。</p> <p>※当該生徒及び保護者によると、当該生徒についてはフケが散らばるような酷い肌症状ではなかったとのことである。</p> <p>■関係生徒Aの謝罪の会（1回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該保護者、関係生徒A、関係A保護者、1年担任、顧問1、学年主任（途中から）が参加した。当該生徒は参加していない。 ・関係生徒Aは「調子に乗っていて、悪口を言っていました」「すみませんでした、もうしません」等の謝罪の言葉を述べた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保護者から、本人の不安が解消されない限り登校は難しいと伝えた。
2月 ■日 【当該生徒】 若しくは ■日 【当該校】	1年担任、学年主任が立ち会って関係生徒Aが当該生徒に対して謝罪を行った。
2月 ■日以降	当該生徒が登校した際に、別室で学習を行ったり、試験を受けたりするようになった。
2月 ■～■日 【当該保護者】 若しくは 3月 ■日 【当該校】	当該保護者が校長に面談の希望をした。
※2月 ■日	※当該保護者によると、学年末テストを返却された際に、当該生徒から関係生徒Eのテストの点数が見えてしまい、それに気が付いた関係生徒Eから「お前も見せろ」と言われ、最終的にお互いのテストの点数を全て見せ合うこととなったとのことである。
3月 13日	■当該母が当該校に架電し、1年担任と会話をした。 <ul style="list-style-type: none"> ・法23条に基づく対応として、必要な措置を講じるべきであるとの指摘を行った。 ・これに対し、1年担任は、学年主任や顧問と相談した上で対応を検討すると返答をした。
3月 ■日	当該保護者が来校し、1年担任、学年主任、顧問1と面談。新年度のことについて話すとともに、当該保護者から、関係生徒に対して別室（法23条4項に基づく）や部活に参加させないことはできないのかという相談があった。
3月 ■日	当該生徒が登校し、別室で学習した。 当該生徒は、1年担任に対して、4月からはクラスも変わるので教室で過ごしたいと思っており、今は関係生徒Aがいるため難しいという話をした。
3月 ■日	■関係生徒Cとその両親が登校した。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該校が事実確認をしたところ、関係生徒Cが本件行為4を認めた。 ・関係生徒Cは、理由として「周りが言っていたから一緒になって言ってしまった」と述べた。 ・教職員は、それは違うだろうと伝えた上で、家庭で話し合うように

	促した(担当した教職員によると、関係生徒Cが[REDACTED]、強い指導は控えたとのことである)。
3月 [REDACTED] 日	<p>■当該保護者が校長と面談した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該保護者は、校長に対し、悪口を言った生徒が同じクラスにいるため、法23条4項に基づき、その生徒を別室登校にするべきであったし、進級しても廊下で会わないように別室にすべきであり、部活動でも別グラウンドで練習させてほしいとの要望を行った。 ・校長は、当該保護者に対し、教職員等に対していじめ防止対策推進法の内容や考えについて周知することを約束した。 <p>■関係生徒Cの謝罪の会が行われ、当該保護者、当該生徒、関係生徒C、その両親、1年担任、専任が参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係生徒Cは、当該生徒に謝罪したものの、「自分だけじゃなくて他も言っていた」と何度か述べ、1年担任は自分のしたことについて謝罪をするように指導した。
3月 [REDACTED] 日	校長が、教育事務所に架電し、前日の謝罪の会の内容を含めて本件について共有をした。
春休み期間	当該生徒が何日か登校し、受けられなかった授業の補習を行った。
3月 [REDACTED] 日	当該父が1年担任に架電し、関係生徒A及び関係生徒Cに対して、心情面に入り込んだ聴き取りを行ってほしいとの希望を行った。理由として、「いじめをもうしないと信用できないから、信用するために理由の部分より詰め、学校側は理由の面まで追究して指導を行うべきである」と伝えた。
4月以降	2年生に進級し、当該生徒は関係生徒らがないクラスとなった。これ以降、当該生徒は、登校した際は5月中旬までは教室に登校していた。
4月 [REDACTED] 日	当該父が当該校に架電し、3月 [REDACTED] 日に問い合わせた件の回答がいつになるのかの確認をした。
4月 [REDACTED] 日	学年主任が当該父に架電し、今後の方針について4月 [REDACTED] 日に面談を行うこととなった。
4月 [REDACTED] 日若しくは [REDACTED] 日	当該保護者が [REDACTED] 警察署を訪れ、当該校がいじめ防止対策推進法23条に定める対応をしていないとの相談を行った。
4月 [REDACTED] 日	<p>■当該保護者が来校し、学年主任、2年担任、専任と面談を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該保護者は、当該生徒が「廊下とかでも(略)会わない状況があれば、安心して行ける」と述べていたと説明をした。当該保護者は、「相手に対して指導する、しないのところの問題ではなくて、ど

	<p>ちらかと言うと、うちの子が学校来れるような環境にしてくださいって話ですね」と述べた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年主任は、法 23 条 4 項について、「繰り返し指導します…それが例えば繰り返したとしたらやっぱりいろんなことあって本人の心の持ちように問題があるだろうということで、カウンセリング受けさせたりだとか。指導して、二度とやりませんって言ったにもかかわらずまた同じことをやるとなったら、…別室に行くっていうそういうような措置、あそこにかかれてるのはそういう主旨のこと」と説明すると共に、同項は「再発を防止するためにまず学校がやらなきゃいけないこと」を定めているとし、別室における対応はいじめが継続していて学校の指導も入らない場合に選択し得るが、現在はそのような状況ではないと説明した。 ・当該保護者が「責任を取ってほしい。やったこと」「そういうことをやったら、やられた方はそういうふうに学校行けなくなって、で、言った方は何のお咎めもなしに学校来れるんだ、というのを学ばせてることですよ、学校は」「そういうふうに見てますよ、生徒は」等と述べた後、学年主任が「この人間はこういうことをしたからこういう処罰を受けていますというのは(略)教育基本法の中では行われていない内容かと思います」と回答した。当該保護者は、その後のやり取りで「処罰とは言ってません。別教室に行かせて、うちの子が教室で学ばせるって、どっちかが行ける行けないの判断のところで、うちの子が優先じゃないんですかって話ですよ」と述べている。 ・その後、当該保護者は、「いじめ発覚した時点で、すぐ別室ってならなかったのは何ですか」「【当該生徒名】が来たタイミングで、その子たちを別室にする」と述べ、これに対して、学年主任は、「それは懲罰ですよ、(法 23 条 4 項について) 安全を守るために、(略)学校の指導も及ばない、(略)親の指導も及ばない場合(略)、そういう措置を講じなさいと(略)というような、文面だと私どもは理解している」と回答した。 ・当該保護者は、関係生徒 A が何故当該生徒をいじめたのかについて、納得のできる理由の説明が無いと述べた。
4 月 24 日	<p>■当該父が教育事務所に連絡して、下記を伝えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係生徒から謝罪があったが本当に反省しているように感じない。別のクラスになったが不安をぬぐい切れない。 ・まずは父からもう一度学校に相談してみるが不調であれば教育事務所に相談する。

	<p>■教育事務所の指導主事が校長に架電し、上記を報告の上、丁寧に対応するように助言を行った。</p>
5月■日	<p>学年集会において、いじめ防止対策推進法について触れた内容を学年主任が話した。</p>
5月8日	<p>■当該父が教育事務所に架電し、下記の事項を希望した。</p> <p>(1)いじめに関する対応に納得ができない(いじめをした理由を聞けていない、理由を聞いて指導してほしい、被害者が別室対応は納得できず加害者が法律上は別室が望ましい)。</p> <p>(2)欠席期間の学習保障を100%してほしい(オンライン授業の提案を当該母がしたが断られた)ので、学校からの説明・提案が欲しい。</p> <p>■指導主事が校長に架電して上記を共有し、オンライン含む学習内容を進めること、いじめに至った理由を保護者に説明することを助言した。</p>
5月11日	<p>当該父が当該校に架電し、校長に対して、①どうして関係生徒A、関係生徒Cが当該生徒をいじめたかを知りたい、②学校として関係生徒A、関係生徒Cにどのような指導をしたのかを聞きたいと伝言を残した(校長は不在であった)。</p>
5月■日	<p>■■■■への遠足があり、当該生徒も参加した。</p>
5月■日	<p>当該生徒が欠席した。</p> <p>当該母は、2年担任に対し、当該生徒が遠足で班員と会話が續かないことがあった旨を伝えた。</p> <p>※当該校は「当該生徒が班員から無視される夢を見た」と聞いた認識で、当該保護者は「当該生徒が班員から避けられたと感じた失望から怖い夢を見た」と伝えた認識である。</p>
5月■日	<p>当該母から、顧問1に対し、遠足の日の帰りに学校に忘れ物をしたため、学校に立ち寄った際に、門の近くでサッカー部の先輩ににらまれたことがあったとの連絡があった(先輩ににらまれた件)。</p>
5月■日	<p>■顧問1がサッカー部の朝練の際に3年生全員を集め、5月■日に当該生徒を見かけた者がいないか聞いたが、当該生徒が学校に来ていたことを把握していたと申し出た部員がいなかった。その上で、顧問1は、当該生徒は来られていないが、見守るように指導をした。</p> <p>■その後、顧問1、2年担任、副校長が当該保護者と電話で会話。</p> <p>・副校長は、11日の当該父からの質問に対し、①動機、理由については既に他の教員から伝えたとおり、②指導として、反省や理由を言葉に出すことのみならず、心に訴えかけること、反省していることを確認して継続指導していくことを伝えた。</p>

5月25日	<p>■当該父が校長に架電し、関係生徒Aが「調子に乗っていた」という理由では納得できず、再度いじめられる不安が残っていると訴え、併せてオンライン授業を実施してほしいと依頼した。</p> <p>■いじめ防止対策委員会において、関係生徒Aがいじめを行った理由について説明する会を改めて設けることが決定した。</p>
5月29日	<p>■人権教育・児童生徒課の指導主事、教育事務所の指導主事が当該校に訪問して打ち合わせを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当の指導主事による教職員に対するいじめの研修の内容について打ち合わせた。 ・関係生徒Aに関して再度の会を予定している旨を共有した。
6月6日	<p>教育事務所の指導主事が校長に架電し、オンライン授業について会話し、教育課程推進室の担当が説明をする会を依頼するように助言した。</p>
6月15日	<p>■当該父が教育事務所に架電し、オンライン授業について、家で受けられる体制を整えてほしいとの希望が伝えられた。</p> <p>■教育事務所の指導主事が校長に架電して進捗を確認したところ、校長より、オンラインに教職員の抵抗感があるとのことを伝えられ、推進室の担当主事が入校して説明することを希望するとの返事があった。</p>
6月16日	<p>■当該母が教育事務所及び人権教育・児童生徒課に架電し、本件について重大事態ではないかとの指摘を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事務所は担当者不在のため翌週以降に連絡を依頼した。 ・人権教育・児童生徒課の担当者は、「再発防止が目的であるため関係生徒を罰するものではない。時間もかかるしリスクもあるのでもう一度学校と良く話をしてほしい」と伝えた。 <p>■当該保護者が顧問2に架電した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先輩にいらまれた件について、顧問2は、「当該生徒が門の場所ではいらまれた可能性は低いと考えている。ただし、当日サッカー部を休んだ生徒がいた可能性は否定できない」旨を報告した。 ・顧問2は、「学校は生徒を罰する場所ではなく、社会的な責任を問うのであれば、裁判をすることが法治国家である日本の仕組みと考えており、公立学校は法を犯した子どもも受け入れないといけないことがある」旨を伝えた。
6月19日	<p>■いじめ防止対策委員会において、先輩にいらまれた件について、当該生徒がいらまれたという思いで不安を抱えていることから、いじめ認知を行った。いじめ認知報告書には、「5月中旬ごろ、校外学習から戻ってくる際、同じ部活動の先輩にいらまれたという訴えがあった」との記載がされた。</p>

	<p>■オンライン授業(どこでもスタディ)の実施について担当の指導主事が当該校に訪問し、いじめ防止対策委員会において説明を行った。その場で質疑応答を行った。</p> <p>※持ち帰り後日回答となった質問(情報流出のリスク等)があったと認識している教職員が聴き取りにおいて複数名いた。</p>
6月20日	<p>■当該母が教育事務所に架電した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該母は、重大事態として対応してもらえず、学校の指導が足りていないのではないかという不満と、6月16日の連絡に折り返しが無かった旨を伝えた。 <p>■教育事務所の指導主事が校長に架電した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長は、学校としては不登校事案として継続して対応しており、謝罪の会も設けているという認識であった。 ・指導主事は、オンライン対応についてできる教職員から始めるなど、スピード感を持って取り組むべきではと述べたが、校長は「見切り発車は良くない。職員の気持ちもあるので誰か1人が始めるわけにはいかない」旨を回答した。
6月22日	<p>■教育事務所の指導主事が当該父に架電した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事は、オンラインの方針は当該校から説明するのでそちらに確認をしてほしいと伝えた。 ・指導主事から重大事態該当性や、話し合いの可否については学校と確認をした上で連絡をすると伝え、当該父から了解を得た。
6月23日	<p>■教育事務所の指導主事が当該校に訪問した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月■日の関係生徒Aの謝罪の会に向けた打ち合わせを行った。 ・謝罪の会以降に教育事務所の指導主事が当該保護者・当該生徒と面談を行う方向性となった。
6月26日	<p>■当該母が教育事務所に架電した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該校からいじめについてどのような報告がされているのかの確認があり、記録を確認の上、別の指導主事から翌日回答した。 ・教育事務所からの助言内容について確認があり、被害側の思いに寄り添った丁寧な対応をするように助言していると回答した。
6月■日	<p>■当該生徒、当該保護者、関係生徒A、関係生徒A保護者、校長、専任、学年主任が立ち会って2度目の謝罪の会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該保護者が作成した質問事項に基づいて、関係生徒Aが本件行為4をした理由などを説明した。 ・当該生徒は関係生徒Aが話している最中で退席した。 ・オンライン授業の実施について、戻ってきた当該生徒、当該保護者

	が希望を述べた。
6月■日	<p>■当該生徒が別室登校し、担任に対して、できたら教室で授業を受けたいという思いがあることを話した。</p> <p>■教育事務所の指導主事が当該校に架電し、当該生徒の登校状況の確認及び重大事態については今後の様子を見て返答する予定と伝えた。</p>
6月30日	<p>■教育事務所の指導主事が当該父に架電した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該父から、不登校にならなければいじめが続いていたことや、■日の話合いまで半年かかったこと、いじめ認知報告書の内容の不満などを伝えた。 ・当該父から、重大事態について、やった方が良いのか良くないのか、子どもへの影響を知りたいという希望があり、指導主事が面談の依頼を行った。
7月4日	当該母が校長に架電し、オンライン授業を希望した上で、当該生徒のために実施していることが分からないようにしてほしいとの希望を述べた。
7月5日	<p>■教育事務所の指導主事が校長に架電した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長から前日のオンライン授業についての報告があり、学年職員に対応するように依頼したとの報告があった。 ・指導主事から、オンライン授業は負担なく始めることができるため、興味のある教職員から開始してほしいとの助言を行った。
7月■日	<p>■2年担任と専任が当該生徒宅へ家庭訪問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン授業については夏休み明けから実施を予定していると説明したところ、当該母から何故そこまで時間がかかるかの質問があり、具体的な方法やリスク、映像に入る生徒への承諾確認等の課題を解決する必要があるためと説明した。 ・専任から、当該生徒に対してハートフル事業による支援の方法が存在すると案内を行った。 ・当該保護者から、内申に関して配慮をすることを求め、当該校が確認した結果を説明することを約束した。
7月■日	<p>■当該保護者、当該生徒が2年担任と三者面談を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年担任から、成績の付け方については、テストを受けられない場合は提出された資料を参考に評価すること、実技についてもできる限りの評価材料を集めてつけていくことを伝えた。
7月■日	この日以降、当該生徒は学校に登校していない。
7月■日	■当該生徒、当該保護者が教育事務所に来所し、指導主事3名と面談を

	<p>行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該校のこれまでの対応に関して、当該父が説明を求めている事項6点を挙げた（教育事務所は当該校への質問だと認識していた）。 ・当該生徒は、「教室に行きたいけど無理だな」「どう思われているか気にしちゃってる」「2年生の最初に喋っていた人たちにどう思われるかな」ということが不安である旨を話した。その解決策について、「クラスの人1人くらいと一緒に教室に行きたいな」「（関係生徒が）謝って二度としないと約束してもらおう（「忠誠」という表現を用いた）」旨の具体的な希望も話した。 ・当該父から、当該校が関係生徒らに指導した具体的内容について聞いても教えてもらえないとの指摘があった。 ・当該父から第三者委員会（重大事態調査）を念頭に入れているとの話があった。そして、その方法として、生徒に聴取をしない形でも、教職員に聴取をする形を提案した。 ・これに対して、指導主事から、「ケースによるので絶対とはお伝えできないんですけども、ここ最近の1つの例では2年以上かかっているものがあつたと聞いています」と伝えた。 ・当該父は、復帰が目的なので2～3週間で終わらせてほしいと要望を述べたが、指導主事は事実を明らかにすることと再発防止が目的になるため聴き取りとそのため日程調整に相応の時間がかかると説明をした。 ・教育事務所から上記を当該校に伝えた上で、教育事務所から7月31日に連絡をすることとなった。
7月31日	<p>■教育事務所の指導主事が当該父に架電し、7月■日の説明を求めている事項について、教育事務所の指導主事が立ち会ったうえで面談して回答を行うこととなった。</p>
8月1日	<p>■2年担任が当該母に架電し、高校が内申を受験に当たってどのように考慮するかについて説明を行った。</p> <p>■教育事務所の指導主事が校長に架電し、登校支援については横浜市が出している「不登校児童生徒支援の手引き」を活用、参考にしてみることを助言し、当該校から当該保護者への連絡状況について確認を行った。</p>
8月2日	<p>■本件について、校長及び教育事務所の指導主事が弁護士相談を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士は、要件に当てはまる以上、「重大事態調査」の報告を教育委員会にあげておくべきと助言した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当該保護者が説明を求めている事項6点についての回答について、弁護士が助言を行った。23条については、「被害を受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように対応すること」であり、別室対応は一つの対応例で、必ず必要になるということではなく、場合によっては当該生徒自身が、教室に行くことが難しい場合は被害児童生徒が別室で対応を受けることはあり得るとの助言を行った。
8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ■教育事務所の指導主事が当該父に架電したところ、当該父より、元々学校側には会いたくないと教育事務所には事前に伝えていたため、書面回答の希望があった。
8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ■教育事務所の指導主事が校長に架電した。 <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事から、前日の当該父との架電内容を伝えて回答方法を再検討することになったと伝えた。 ・校長から、2年担任が当該家庭に頻繁に連絡して家庭訪問を提案しても断られる状況であるが、当該保護者と一緒に登校支援の方向性を考えていきたいとの報告があった。
8月21日	<ul style="list-style-type: none"> ■教育事務所の指導主事が校長に架電した。 <ul style="list-style-type: none"> ・校長から、オンライン授業は夏休み明けから行う予定であるとの報告があった。 ■教育事務所の指導主事が当該保護者に架電した。 <ul style="list-style-type: none"> ・7月■日の質問内容の回答に関する面談を打診。指導主事は、学校が教育事務所立会いの下回答することを提案し、当該家庭で協議することとなった。
8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ■当該母が当該校に架電した。 <ul style="list-style-type: none"> ・6月■日の謝罪の会以降、関係生徒A及び関係生徒Cに対して学年や部活から指導は行ったのかを確認したところ、当該校は後日話をすると回答した。 ・当該校から、オンライン授業（どこでもスタディ）についてはできる教科からスタートしたいと考えているとの説明を行った。これに対して、当該母から、当該生徒がログインしたことが分からないように別アカウントを作ることは可能かという質問を行い、当該校において確認することとなった。 ■当該母が教育事務所に架電した。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該校からの回答は書面を希望しており、再度家庭で検討するとの連絡があった。 ・当該母からオンライン授業を受けていることが他の生徒に分かってしまう不安があると伝えたところ、指導主事は当該校に確認して

	回答すると述べた。
8月28日	当該母が学校から教育委員会に提出されたいじめ認知報告書の情報開示請求を行った。
8月29日	当該生徒が心療内科を受診し、PTSDの一步手前であり、学校を想起させるものに関わることは止めるように伝えられた。
8月30日	<p>■当該母が教育事務所に架電した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6つの質問に対する回答は、教育事務所から当該保護者へ書面を郵送する形を希望するとのことであった。これに対して、教育事務所は、学校の回答であるため教育事務所が回答することはできないと伝えた。 ・当該母から、前日に当該生徒が心療内科を受診したところ、学校に足を踏み入れないことで本人は自身を守っているとされており、学校に行くことにドクターストップがかかっている状態であることを共有した。 ・当該母は、オンライン授業については進めてほしいと考えていると伝えた。
8月31日	<p>教務主任が小中学校企画課に架電したが、基本的には生徒1人につき、アカウントは1つしか作れない旨を確認した。</p> <p>(その後、調整した結果、当該生徒について別アカウントを作ることが可能ということとなった。)</p>
9月1日	<p>■当該母が当該校に架電した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこでもスタディの案内文を渡したいと2年担任が打診したところ、■日に当該母が来校することとなった。 ・当該母から、当該生徒が精神科を受診し、辛い経験であったため当該生徒が学校を避けるのは当然という話をされたとの共有があった。
9月■日	<p>■当該母が来校し、教務主任、学年主任、2年担任と面談した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこでもスタディの説明を行った(家で受講できる旨は明示的に説明をしていない)。 ・学年主任から、関係生徒Aと関係生徒Cへの事後指導については、見守り指導をしているとの報告を行い、いじめに関する教育については9月の道徳の題材でいじめに関するテーマで行うと説明をした。 ・当該母より、精神科の先生からドクターストップがかかっているため、登校刺激を行っていないとの共有があった。

9月■日	当該校において、教育事務所の指導主事やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）が同席してケース会議を行った。会議では、当該生徒及び保護者側、学校が困っていることや課題について共有・整理し、今後の対応について役割分担を行った。
9月14日	<p>■当該父が教育事務所に架電した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該父から、(1)学習保障について、当該生徒が拒否感があるため、当該校を排除した形で提案してほしい、(2)6つの質問に対する回答は学校からではなく、教育委員会としていただきたいと思っている旨の要望があった。 ・指導主事から、面談を提案し、当該父は了承した。
9月19日	<p>■当該父が教育委員会に架電し、教育事務所を指導できるところに繋いでほしいと依頼した。</p> <p>■これを受けて、教育事務所の指導主事が当該父に架電をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事が9月■日の面談で6つの質問に対する学校からの回答をすると伝えたところ、当該父は面談では教育委員会の見解を知りたい旨を伝え、指導主事から時間をいただいて後日回答すると伝えた。
9月■日	<p>■当該保護者が教育事務所に来所し、指導主事3名が面談した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事が、当該校からの6つの質問に対する回答を当該保護者に交付した。当該保護者がそれぞれの回答に対して指摘を行った。 ・当該父から、悪口を言っていた生徒に対して対応をしているのか、していないのであれば教えてほしいとの指摘があった。 ・6つの質問に対する教育事務所の認識について、当該保護者が書面を必須として回答を求め、指導主事は、回答まで時間は空くが、進捗について連絡する旨を伝えた。
10月2日	当該母が専任に架電し、いじめ認知報告書に「11月下旬から」「数回」との記載がされていたことについて問い合わせ。「さぼるな」という声掛けは入部してからすぐにあったとの共有があった。専任は職員で共有して作り変えると回答。
10月2日	教育事務所で方針について会議を行い、教育事務所が当該校に対して聴き取り調査を行うこととなった。
10月5日	教育事務所の指導主事が校長に架電し、教育事務所において当該校に聴き取り調査を行うことになった旨を伝えた。
10月6日	教育事務所の指導主事が当該母に架電したところ、当該母が第三者委員会の立ち上げを依頼した。

10月10日 ～30日	教育事務所の指導主事が当該校の教職員に対して聴き取り調査を行った。
10月■日	<p>■当該母が来校し、2年担任が前期の成績表を交付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年担任から、提出物があったところは各教科で評価をしていると伝えた。 ・2年担任が当該生徒と家庭訪問の場で会ったり電話したりできないか確認したところ、「先生」という存在が難しいと当該母が回答した。
10月19日	教育事務所の指導主事が当該母に架電し、第三者委員会調査に関する要望を聞き、説明する機会を設けたいと話をした。
10月20日	当該母が教育事務所に架電し、指導主事に対して、改めて重大事態調査の申し出を行い、説明のための日程の候補を提示した。
10月23日	教育事務所の担当主事が校長に架電し、重大事態調査の申し出があったことを共有した。
10月■日	SSWが当該母と面談し、進路や学習のことについて話をした。
10月27日	いじめ防止対策委員会において、本件行為1についていじめ認知を行った。いじめ認知報告書には、「母親からの電話で、1年次の部活動入部から1カ月後くらいから、悪口を言われ始めていた、という申し出があり、学校が把握した」と記載された。
10月31日	教育事務所の指導主事が校長に架電し、ケース会議の必要性を確認した。
11月1日	当該母が当該校に架電し、ハートフルスペースと、アットホームスタディを申し込みたいとの希望を行った。
11月■日	<p>■当該母が来校し、専任に対して、当該生徒が所属している部活のグループラインを示しながら、同じ部活の部員の一人がいじめられており、部活では伝統的にいじめが継承されているのではないかと指摘を行った。専任は職員で共有して対応を検討すると回答した。</p> <p>■教育事務所の指導主事が当該母に架電し、重大事態調査に関する説明のための日程が11月■日に確定した。</p>
11月■日	<p>■当該保護者、教育事務所の指導主事3名が面談を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導主事のうち、人権教育・児童生徒課と兼務している指導主事（以下「兼務主事」という。）からいじめ重大事態調査及び公表について説明を行った。 ・兼務主事は、当該母の「重大事態調査を行わないことはあるのですか」という質問に対し、「重大事態を行うか行わないかは今日の意向を持ち帰って判断させていただきます」と回答した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事態調査の説明について当該生徒に当該保護者から伝え、当該生徒の意向を確認することを確認した。 ・当該保護者は、当該生徒の祖母が作成した質問について、当該校に回答してほしいと書面を交付した。
11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ■当該母が教育事務所に架電し、指導主事に対し、「重大事態調査を進めて構わない」という当該生徒の意向を確認した旨を伝えた。 ■教育事務所の指導主事が校長に架電し、今後の対応策の検討について指導主事が同席して検討することを伝えた。
11月30日	当該校が「重大事態発生に関する報告書」を提出した。
12月4日	当該父が教育事務所に架電し、成績の付け方に疑問があるとの問い合わせがあり、対応者は、成績の付け方については学校で説明すると伝えた。
12月8日	当該父が人権教育・児童生徒課に架電し、学校や教育事務所の対応について話をした。
12月11日	教育委員会から本件専門家に対して法28条1項にかかる調査の依頼がなされた。

4 当該校の対応の問題点

当該校の上記3の対応について、問題があったと考えられる点を述べる。

(1) いじめを把握するまでの問題点

ア いじめの認知及び組織的な対応が遅れたこと

(ア) 平成29年3月14日決定文部科学大臣「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)第2の3(4)iiによると、「いじめは…大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要」とされ、具体的な認知方法として「定期的なアンケート調査」などが挙げられている。横浜市のいじめ防止基本方針(以下「市の基本方針」という。)や当該校のいじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)にもほぼ同趣旨の記載が存在している。

(イ) 当該校が、本件行為4を把握したのは、令和5年1月12日のことであった。

しかし、上記3のとおり、令和4年12月の時点で、当該生徒は、いじめ解決のための生活アンケート(以下「本アンケート」という。)に、自身が辛い思いをしているという回答を行っていた。本アンケート

トについては、複数の教職員が令和4年12月時点で確認をしていた事実が認められたが、本件行為4の把握前に、具体的にいじめの有無について教職員が当該生徒に対して聴取を行った証拠は確認できない。

また、当該生徒のクラスメートが、それより前の秋頃に行われた生活アンケートにおいて、当該生徒が「汚物」などのひどい言葉を言われているとの回答を行っていたが、これもいじめ認知に繋げることができなかった。加えて、これらのアンケート結果を当該保護者と共有したような形跡も認められない。

(ウ) 本調査の聴き取りの際、複数の教職員に対して本アンケートを見せた上で、どのような対応をすべきであったかを確認したところ、多くの教職員が、「この内容であれば可能な限り早期に本人に声掛け又は面談を行う」という回答を行った。しかし、そのような面談を行ったかどうかを他の教職員がチェックするような仕組みは当該校にはなく、実質的には確認した者のみに一任する仕組みとなっており、結果として当該生徒への確認は抜け落ちるに至った。

(エ) いじめの認定において記載したように、本件行為4により当該生徒は非常に強度の強い心理的苦痛を長期間・高頻度にわたって与えられ続けたものであり、当該校としては、その端緒があればすぐに把握できるような仕組み作りをした上で、すぐに当該生徒を救うべき状況であったといえる。当該生徒自身が勇気を出して本アンケートに回答したにも関わらず、当該校がすぐに対応をできなかったことについては、当該生徒からすると、「学校に打ち明けても助けてくれない」と学校への信頼を失わせるような結果を招いたと言われてもやむを得ない。

結果として、国の基本方針や学校基本方針に記載した早期発見のためのツールを活用できなかったといえる。

(オ) また、当該生徒が国語の授業で発表した際にアンケートを取った本件行為3について、担当教員が生徒の回答を確認することのないまま当該生徒が受領したとのことであり、このような確認を経ないことについても、いじめを見逃さないためのアンテナが低かったと言わざるを得ない。

(カ) 法23条2項は、「学校は…児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる」こととしているが、これほど明白な手がかりが事前に存在したにもかかわらず、いじめの認知に繋げることができなかったのは、本条項に反しているというべきである。「クラス

はうまくいっている」「良い生徒が多いので、いじめなどないはず」と思い込み、いじめの認知に繋がるような事実も自身の都合の良いように解釈しよう(いじめがないと思う)とする傾向が当該校の教職員の中にあつたものと考えざるを得ない。

イ 理由を言わないで部活を休むことが許されない環境で部活を休んだ理由について教職員が十分な説明をしなかったこと

聴き取りの際、当該生徒と部活が同じ関係生徒の中に、理由を言わずに部活を休んだ場合には他の部員から「サボリ」などと言われる傾向があつたり、理由を言わずに部活を休んだことによって先生に怒られたと説明した者がいた。

理由を言わずに休むことを強く責めることが許容される雰囲気が存在していた部活内で、理由が明確に説明されないまま休んでいた場合、それ自体が良くないこととして、当該生徒への当たりが厳しくなり得ることは想像できて然るべきであつた。

しかし、当該生徒が部活を休んだ理由が[]のリハビリのためであるとの説明は、教職員から部員に対してなされなかった。

顧問の教職員は、[]に対する治療機関や療養の方法について当該生徒や当該保護者に働き掛けを行ったようであり、全く無関心であつたとは認められないが、部員間での当該生徒の状況の理解を促すことも当該生徒や当該保護者と相談して検討するべきであつた。

生徒同士が強い言葉で指摘をし合う実情が存在していたこと自体が、相手が傷付く言葉を言っても問題ないという雰囲気が醸成されることにつながった可能性も存在する。

(2) いじめの事実の把握が不十分であつたこと

いじめの事実を十分に把握しない限り、当該生徒が受けたいじめの強度が分からず、当該生徒がどの程度傷付いているのかを把握して当該生徒への支援に繋げることや、関係生徒への適切な指導に繋げることが難しい。

本件では、いじめの事実に関する当該校の把握が不十分であり、その結果、十分な指導や当該生徒の寄り添いにつなげられなかったものと考えられる。

ア いじめ認知のアンテナの低さについて

上記第3の2(4)アのとおり、法の「いじめ」の定義はかなり広い。これは、教職員が些細なことと認識して「いじめ」を前提としての対応をせず、支援すべき被害児童等が見逃されることを避けるためである。

いじめと認知したとしても必ずしも関係児童等に厳しい対応を行わ

なければならないわけではなく、「いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側に児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分に加味したうえで対応する必要がある」（小西洋之著『いじめ防止対策推進法の解説と具体策』WAVE出版第41頁）とされており、いじめと判断しても対応に幅があることが前提となっている。そのため、いじめの認知をためらうような事情は存在しない。

しかし、当該校がいじめ認知をしたのは、本件行為1、4、「先輩からにらまれた件」のみである。

本件行為5は、行為直後に把握をして、関係生徒に対する指導をしておきながら、いじめ認知がされていない。

加えて、本件行為4についてはいじめ認知が令和5年2月■日、本件行為1については認知が同年10月27日と、事実を把握した直後に臨時委員会を開催しておらず、定例の委員会でしか認知をしていない。

全職員が共有し、対応が早期にされている場合には、認知の日にちにそこまでこだわる必要もないとも考えられるが、本件では、下記(3)Aのように、いじめ防止対策委員会の構成メンバーが本件のいじめの態様や学校が行っていた対応を十分に把握しておらず、組織的対応がなされたと言い難いため、いじめ防止対策委員会を早期に開催しなかったことが問題を招いた可能性もある。

これらのいじめ認知のアンテナの低さが、いじめの全体像の把握を困難とし、適切な対応に繋がれなかったと思料される。

イ 当該生徒及び関係生徒に対する聴き取りが不十分であったこと

(ア) 関係生徒のうち4名しか聴き取りを行っていないこと

学校基本方針には、「いじめに対する措置」として、「いじめが発生した集団全体への働きかけを行う。被害・加害双方の当事者やその周りの者全員の間関係の修復を目指して指導及び支援をする」と記載されている。

しかし、当該校は、関係生徒A、C、F、Gを除く関係生徒らに対して、聴き取り及び指導を行わなかった。

1年担任の当該生徒・保護者に対する聴き取り結果や、本件メモの記載より、上記4人以外に関係生徒がいることは明らかであった。そして、これらの聴き取り結果や本件メモは本件の記録として教職員にアクセス可能な状態とされていたため、当該校の教職員全員は、関

係生徒が上記4名に留まらないことは容易に認識できた。

4名の関係生徒しか聴き取りをしなかった理由について、当該校は、「最初は当該生徒及び当該保護者が希望しておらず、その後も、当該保護者が関係生徒A、Cを除く生徒について聴き取り・指導を希望しなかったから」と説明している。

しかし、当該生徒の訴えの時点で、多くの同級生からほぼ毎日、数か月間、自身が嫌だと思える言葉を受け続けていたという本件行為4が当該生徒に与えた苦痛は大きかったと推定できる。このことから考えると、当該生徒や当該保護者が希望していないというだけで終わらせるべきではなく、当該生徒や当該保護者に対して、広く聴き取りや指導を行うことの意味を理解してもらうべきであった。

仮に指導を行わないとしても、当該生徒に関する聴き取りであると説明せず、クラスや部活のいじめの有無に関する聴き取りを行うことも可能であったはずであり、必ずしも「関係生徒が当該生徒に対していじめを行ったこと」ということを前提に聴き取りを行わない形も可能であった。そして、生活アンケートで本件行為4について言及していたクラスメートに聴き取りを行うことも可能であった。

そのような聴き取りでも当該生徒や保護者が難色を示すのであれば、既に聴き取り・指導を行っている関係生徒4名に対して、他の関係生徒がどの程度いるのか、どの程度行為が継続されたのかについて再度詳細な聴き取りを行い、全容を把握することに繋げることも可能であったはずである。

上記の経緯のとおり、当該校が当該生徒及び保護者が当初消極的であった関係生徒A、Cに対する指導を積極的に提案し、納得を得た上でそれを実現したことは適切であったが、聴き取りを行った場合は指導を行わなければならないかのように考えてしまったために、それ以上の聴き取りを行わなかったことはその後の対応に悪い影響を残したといえる。

(イ) 当該生徒への聴き取りも不十分であったこと

国の基本方針第2の3(4)iiiにおいて、いじめの解消のためには、「被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する」とされている。そのため、定期的に当該生徒に対して面談を行い、心身の苦痛を感じているか否かを確認することが求められていると史料される。学校基本方針も、「被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保と支

援を最優先する」と記載しており、当該生徒が安全と感じるような環境であるのかを確認することが必要であると考えられる。

しかし、当該生徒の聴き取りによると、当該生徒が欠席をして以降、いじめについての自身の現在の気持ちについて、教職員から聴き取りを受けたことは無かったとのことであった。特に、下記でも言及するが、法23条4項に基づく対応の方針を決めるためや、先輩にいらまれた件の事実やこれに対する当該生徒の考えについて、当該生徒に聴き取りを行った形跡は、記録上も存在しなかった。

(ウ) 聴き取りが不十分だったことが招いた結果

上記(ア)(イ)の聴き取りが不十分だった結果、本件の調査開始時、本件行為4を行った主体が関係生徒A、C以外にいるのかについて参考にすることができる資料が、本件メモのみに留まった。

本件行為4について、当該校はいじめ認知報告書において「11月下旬ごろから数回、クラス・部活動が同じ生徒から嫌なことを言われた」との記載をしている。これは令和5年2月■日時点の記載であり、十分に事実認定ができていなかった可能性に注意する必要があるものの、本件行為を把握してから3週間以上が経過しており、この時点でうち3名（関係生徒A、F、G）への聴き取りは完了しているのであるから、やはり聴き取り及び事実認定が十分でなかったという指摘をせざるを得ない。

上記のように、長期・高頻度にわたって継続された本件行為4が当該生徒に与えた心の傷はかなり深かったことは明らかであり、正しい事実認識ができなかったために、指導自体が不十分に終わってしまった可能性は拭えない。関係生徒Cは、令和5年3月■日の謝罪の会において、「他の生徒も言っていた」ということを理由として自身だけが謝罪をさせられることに不満を述べたようであり、この場合、他の関係生徒にも指導をすることで関係生徒Cへ「全員に平等に指導をしました。だから君も反省できるよね」と、反省に繋げるという方策も存在したはずである。

また、当該校が本件行為1をいじめ認知したのは令和5年10月27日と、かなり遅かったが、同年1月■日時点で交付された本件メモには、関係生徒A等が「サボりだ」「サボるんじゃねえよ」と当該生徒に述べていた旨が記載されていた。本件メモには本件行為4の事実も並列して記載されており、当該校の教職員も、本件行為4と本件行為1とが別の時期に行われたことまで認識できなかった可能性があるが、これも十分に聴き取りを行っていれば別時期に行われた行為で

あると認識ができたはずである。

加えて、本件の調査において聴取を行った関係生徒のうち、当該生徒が聴取時点で学校に行けない状態が継続しているということ把握していた者は多いとはいえ、本件行為に関する記憶もかなり薄れているようで、抽象的な回答に留まる生徒が多かった。時間が経過すれば罪悪感は当然薄れるものであり、初期対応で聴き取り対象者が少なく、状況を整理できなかったことが、関係生徒の内省を十分に行わせるという結果に繋がられなかった原因となったと言わざるを得ない。

(3) 組織的対応がなされなかったこと

国、市、当該校の基本方針は、いずれも組織的対応をすることが重要であることを明記しているが、本件ではそれがなされたとは言い難い。

ア 当事者意識をもって取り組んだ教職員が多いとはいえなかったこと

上記のように、当該校として組織的な対応が行われていたかについて確認するために、本調査ではいじめ防止対策委員会の構成員を中心とした教職員に対して広く聴き取りを行った。その中で、本件に関する理解にかなり差があることが判明した（本件行為4しか把握しておらず、関係生徒が何名いるのか把握していない教職員も多かった。）。

一方で、教職員に対して、本件についてどのように対応すれば良かったのかについて意見を聞いたところ、「(関係生徒が多く所属している)部活からも聴き取りや指導をした方が良い」「LINEの件(注：下記(7)アの部活の同級生LINEグループに部員の一人がうずくまった状態で他の部員複数名から叩かれ、蹴られる行為を受けている様子が撮影された動画がアップされた件)については学校への通報者が当該保護者であったことや、当該生徒もLINEグループの一員であるため当該保護者にも報告をした方が良い」などの意見を持つ教職員がいた。しかし、そのような意見をいじめ防止対策委員会で述べることがなかったり、述べたものの採用がされなかったということであった。

直接対応していない教職員だからこそ抱くことができる異なる視点は役立つものであり、積極的に意見を募るべきであるし、そのような機会を設けることこそが、いじめ防止対策委員会の役割であると考えべきである。

イ それぞれの領域を過度に尊重する意識が存在していたこと

学校基本方針には、「いじめ防止対策委員会」の役割として、「いじめの疑いがあるときは、判断や対応に関する役割分担を行う」と記載されており、「いじめに対する措置」には、「いじめ防止対策委員会の指示に

より保護者の協力を得ながら全校体制で取り組む」と記載がされており、重要な意思決定については、いじめ防止対策委員会で行う旨が記載されている。

関係生徒にはサッカー部の部員が複数存在しており、本件行為1は部活内でのことであるし、本件行為4はクラスだけではなく部活でも行われていた。部活内にそのような悪口を言う温床が存在した可能性もあるため、クラス内だけではなく、部活内でも併せて事実確認や、必要に応じて指導を行うべきであった。実際に、一部教職員は、サッカー部において、部内での聴き取りや指導をするべきであると考えていたようであるが、結果としては全体に「仲間を大切にするように」という抽象的な注意がなされただけで、個別の部員に対して行われた形跡はなく、当該学年の教職員を中心とした対応に留まった。

当該生徒からしても、クラスで指導がされてクラス内だけでいじめを防止できたとしても、部活で指導がされていないのであれば、部活内できれいを受けるとはならないかという懸念を持つことが予想できるため、当該校全体、具体的にはいじめ防止、対応等を専門的に実施するいじめ防止対策委員会において、詳細に共有し、方向性を検討していくべきであった。

これとは反対に、サッカー部で発生した「先輩にいらまれた件」の調査はサッカー部の方で行い、当該学年の教職員は概要を把握していたに留まり、どのように聴き取りするか、どのように指導するかについては、当該校のいじめ防止対策委員会のメンバーが協議を行った形跡がない。

前項の自分事として捉えた教職員が少なかつたと思われることにも繋がる場所であるが、学年という領域、部活という領域を不可侵のものかのようにして尊重し合うような態度が教職員間で存在したように思わざるを得ない。

(4) 保護者や教職員同士のコミュニケーションが不十分であったこと

学校基本方針では、「事実確認の結果は、関係保護者に報告する」「見守りや心のケアなど、…保護者の協力を得ながら全校体制で取り組む」など、保護者への説明や連携の重要性について触れている。また、横浜市教育委員会の「不登校児童生徒支援の手引き」（平成30年4月。以下「平成30年度手引き」という。）によると、「学校の相談体制を『保護者目線』で見直してみましよう。保護者が、小さなことでも、一番相談しやすい職員に、安心して相談できる体制になっているでしょうか」「保護者は、子どもが登校していないことを誰よりも心配しています」と、保護者が相談しやすい教育相談環境づくりの重要性を説明している。

しかし、本件では以下のとおり、当該校と当該保護者とのコミュニケーションが不十分であったと言わざるを得ない。

ア 関係生徒A及び関係生徒Aの保護者に本件行為4を行った理由を伝えるデメリットを伝え、教職員から当該保護者にも伝えなかったこと

当該校は、関係生徒A及び関係生徒Aの保護者に対して本件行為4を行った理由を伝えても言い訳になるということを伝えたが、関係生徒A及び関係生徒Aの保護者は、これを口止めと受け取った。そして、このような対応を行うことについて、事前にいじめ防止対策委員会等で協議をされた形跡はない。

加えて、当該校は、令和5年6月■日の関係生徒Aの謝罪の会で関係生徒A自身から説明させるまで、関係生徒Aが本件行為4を行った理由を当該保護者にも説明をすることはなかった。

本来、謝罪は、本人が指導を受けた上で反省し、自身の考えたことを素直に話すのが原則であって、言わされたような謝罪であった場合、相手にも反省の気持ちは伝わらないはずである。

教職員の言ったことである以上、関係生徒A及び関係生徒Aの保護者はこのことに従わざるを得ず、その後も、6月■日の謝罪の会まで口止めをされていたという認識であった。関係生徒Aの保護者は「この時ようやく本当のことを言えて謝れたことで、気持ちが楽になった」旨を述べている。

一般的には、関係生徒の反省が足りないことによって謝罪の会が複数回開かれるのはやむを得ないこともあるが、このように教職員のごく一部で決定した内容の助言・指導によって謝罪の会の回を重ねることとなり、当該生徒側及び関係生徒A側の負担が大きくなってしまった。

当該生徒には直接伝えずとも、当該保護者に事前に伝えた上で、謝罪の会でその理由まで話すかどうかを相談することも可能であったはずであるし、それが学校基本方針に適う。6月■日より前に、いじめた理由について当該保護者から電話で問い合わせがあった際に伝えることも可能だったはずであり、当該生徒側の不信感を増すだけの結果となってしまった。

イ 関係生徒らへの指導の報告について

当該保護者は、当該校に対し、関係生徒らにどのような指導を行ったのか、その結果について何度も確認を行っていたことが認められる。

当該保護者は、この問い合わせに対して当該校は「この件は終わったこと」「見守っています」旨の回答しか行っていないと認識している。

本件行為4については数か月間毎日のように継続されていたにもかかわらず、どの教職員も気が付かなかつたのであり、単に「見守る」と言われても、当該生徒や当該保護者が本当に信頼できるのか分からないと感じるのは自然である。

これを防ぐには、早い段階で当該校が、保護者が説明を求める事項(過去のことなのか今のことなのか将来の予定なのか、学校の現時点での説明だと何が具体的に足りないのか)を丁寧に聴き取り、「関係生徒には、〇〇の頻度で『〇〇』と声掛けを行っております。継続して関係生徒の様子を見ていますが、その結果は〇〇です。今後も、定期的にこのような働きかけを行っていきます」などと、現状実際に継続指導を行っていることと同時に、今後の予定を提示するなどして、安心できる場となっていることを積極的に伝え続けるべきであったと思料する。しかしながら実際にはそうした継続的な指導やそれに基づく当該保護者への説明をしていた記録は見当たらない。

特に、関係生徒Aの2回目の謝罪の会が設けられた令和5年6月 日以降は、当該生徒や当該保護者側にとっては、いじめの理由という新たな事実が判明した後であるため、関係生徒Aのいじめの理由を踏まえて、当該校がどのような指導を行っていたかを知りたいと考えるのは当然であると考えられ、この点についても、当該生徒側に立った視点が足りていなかったものと認められる。

ウ 共通理解を図らなかったこと

法23条4項に記載されている別室において学習を行わせる対応を関係生徒らに対して行わなかった理由について、当該校は、「指導をしたにも関わらずいじめが継続する場合には別室における対応を検討すべきであるが、本件では関係生徒A、Cが指導以降、いじめを継続しなかったこと」を理由としている。

しかし、当該保護者は、当該校が「別室は罰になるからできない」という理由で行わなかったと認識をしていた。これについて、当該校としては、当該保護者が先に関係生徒へのペナルティを求める発言をしたため、それに対してペナルティとしての別室対応はできないと回答したという認識とのことであった。

令和5年4月 日の面談の会話内容は、上記3の経緯に記載しているが、確かに、どちらにも取れるような内容である。

ただし、当該保護者は、「処罰とは言ってません。別教室に行かせて、うちの子が教室で学ばせるって、どっちかが行ける行けないの判断のところ、うちの子が優先じゃないんですかって話ですよ」とも述べてい

るため、当該保護者が、当該生徒が安心して登校できる環境を求めていることは理解できたはずである。

このような認識の隔たりが発生した原因としては、話し合い等を行った結果を双方で明確に共有しなかったためと考えられる。例えば話し合いの終了の際にその日の結果をまとめて確認するとか、ホワイトボードで記載し間違いが無いか確認するなどで防ぐことも可能であった。

当該保護者としては、法に記載のない要素を理由とされて納得できないまま希望する対応をしてもらえなかったこととなり、更に当該校に対する不信感が増すこととなった。

エ 認識の異なりを埋める試みが足りなかったこと

上記ア、イ、ウに関する当該保護者からの問い合わせに対して、当該校としては、同じことを質問され続けていると感じ、それ以上の回答を拒否する傾向が徐々に強くなった。

反対に、当該保護者としては、疑問に思い続けている質問に長期間回答してもらえないという認識であったため、より当該校に対する不信感を募らせることとなった。

これは、当該校として、当該保護者からの質問の趣旨を正しく理解しようとする姿勢が乏しかったと言わざるを得ない。本来ならば、同じ質問と感じた時点で、本当に同じ内容の質問なのか、回答をしているという認識があるのならば、具体的にいつ、どのような形で回答をしたのか、その回答に納得できない点はどのようなところなのか、丁寧に聴き取りをして臨むべきであったと考えられる。

オ 落ち度があると感じた点は素直に認めるべきであった

当該校は、いじめ認知報告書にいじめの回数を「数回」と記載していたことが現実を正しく捉えていないという当該保護者の指摘に対し、令和5年9月■日に交付した回答書において、「学校としては1回ではなく『2回以上』行為があったということで『数回』と表現しました」と回答をしている。

しかし、一般常識で考えても、10回を超えると考えていた場合に「数回」という表現をすることが妥当であるとは到底思えず、苦しい回答にしか読めない。

特にいじめ認知報告書は教育委員会に対して提出するものであり、これを見た教育委員会としては、いじめがそれほど長期間にわたって継続していないと判断してしまう危険性を生むことになり、当該生徒や保護者からしたら、当該生徒に対するいじめを矮小化しているように見えても不思議ではない。

この記載については、素直に誤りであったと謝罪した上で、何故このような記載をしたかを説明し、すぐに記載の修正をするべきであった。

不適切な記載を認めずに言い訳にしか思えない回答を放置することにより、当該保護者との信頼関係を破綻させるに繋がったものと認められる。

カ 当該保護者と協力関係を構築する意識の欠如が進んだこと

当該校は、当該生徒が学校に行けなくなって以降、当該生徒と接触する機会が減ったことによって、「当該生徒が本当に自身の希望で当該保護者が述べる対応を求めているのか」について疑問を覚えていたことが聴き取りや記録上見られた。

当該生徒自身と接触できなくなることで直接の意思確認ができないと不安に思うことはやむを得ないことではあるが、当該保護者と教職員は当該生徒の支援という点で同じ方向で動く立場であり（市の基本方針でも「学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立」つことの重要性が記載されている）、当該保護者は当該生徒のことを考えて色々と行動を取っているのであるから、少なくとも当該生徒の意思が確認できないことを行動しないことと理由とするべきではない。

(5) 他にも法やガイドライン、通知に基づく対応がされなかったこと

いじめや不登校への対応に関しては、法だけではなく、既に触れた方針や、通知などで多くの対応例が記載されている。これまで記載した事項以外に、これらに基づく対応がされたとは言い難い点について、下記に記載する。

ア 登校支援アプローチプランが作成されなかったこと

文部科学省の平成 28 年 9 月 14 日付通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、「組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要」とされ「児童生徒理解・教育支援シート」を作成することが望ましいとされている。これを受けて平成 30 年度手引きでは、上記の「児童生徒理解・教育支援シート」の役割を果たすものとして、「登校支援アプローチプラン」を作成することが望ましいとされている。その効果としては、「子どもの状況を、より正確にアセスメントすること」「担任等、子どもに直接関わる職員が孤立せず、組織的で具体的な支援が行えるようになること、「子どもに関する情報や支援の具体が引き継がれ、組織的・計画的な支援ができるようになること」とされている。そして、登校支

援アプローチプランは、「学校を中心に、専門家（カウンセラーやSSW等）も含めた組織で作成」「一人の子どもを多面的に見るためにも、複数の職員で作成」「可能な限り、子どもや保護者と一緒に作成」することとされている。

しかし、令和5年8月1日に、教育事務所の指導主事が平成30年度手引きの存在に言及し、これを活用・参考にすることを助言しているにも関わらず、当該校では登校支援アプローチプランは作成されていない。

登校支援アプローチプランを作ること自体が目的となって当該生徒への登校支援が抜け落ちてしまっただけでは意味がないが、当該生徒の気持ちを十分に聞かなかつたこと（正しいアセスメントの欠如）、当事者意識をもって対応した職員が少なかったこと（いたとしてもその意見が取り上げられる環境が無かった）、専門家への相談が足りなかったことなど、アプローチプランを作成していたならば防ぐことができた問題点が複数存在している。

イ 早期に外部専門家に相談をしなかったこと

上記アのように、登校支援アプローチプランは、専門家（カウンセラーやSSW等）も含めた組織で作成するとし、市の基本方針第2章3（1）オは、「児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、関係機関との連携等の体制を整備し、利用を促す」と記載し、外部専門家の積極的な利用を想定している。

当該校は、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）と当該生徒の面談については、令和5年4月■日に勧めていたが、上記のように、SCやSSWの協力を得て登校支援アプローチプランを作成するべきであったにもかかわらず、これを怠った。

また、法23条4項の解釈等について、専門家である弁護士に相談したのは記録上、令和5年8月2日が最初であると認められる。このような法的な観点に関する相談について、当該校や教育事務所のみで判断して回答することは不確実であり、保護者から法23条4項について言及のあった令和5年3月の段階から、専門家に相談をするべきであったと考えられる。

加えて、当該保護者との関係性について、遅くとも令和5年の春ごろから綻びが明らかに出ており、当該校及び教育事務所は自身らで明確な解決策を講じることができなかつたにも関わらず、外部専門家に積極的に助言を求めた形跡はない。

全体として、当該校は、閉鎖的な対応に留まり、その結果、第三者から見た助言を得ることなく、当該校の見立てに基づいて硬直的な対応を行うに留まったと評価せざるを得ない。

ウ 法 23 条 4 項の対応について

当該保護者は、遅くとも令和 5 年 3 月から、関係生徒らに対して、法 23 条 4 項に基づく別室での対応を求めている。

法 23 条 4 項は、「いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる『等』」としており、当該別室対応は例示であり、「必要な措置」については、教育現場に一定程度の裁量が存在するものと考えられる。

一方で、同項の趣旨は、「児童等が安心して教育を受けられるようにするため」ということであり、「必要な措置」を取るに当たっては、当該生徒側の視点に立って、教育を受けるに当たってどのような点を不安に感じているかについて、丁寧な聴き取りを行ったうえで、どのような対応が適切であるかについて検討を行うべきである。

しかし、当該校は、関係生徒らを別室にすることについての要望を当該保護者から出された後も、当該生徒自身に対して、どのような点が登校に当たって不安に思っているのかを聴き取った様子がない。令和 5 年 3 月 17 日の担任との面談において、当該生徒は関係生徒 A が教室にいるために教室に行くのは難しい旨を述べており、他生徒が怖くて登校できていない可能性は十分に存在していたといえる。

趣旨が上記である以上、最も重要視するべきなのは、当該生徒自身の気持ちである。令和 5 年 4 ～ 5 月時点では当該生徒は学校には欠席もしていたものの通えており、本人が登校した際に登校するに当たって不安に思っている点を確認することは十分に可能だったはずである。

聴き取りを行わなかったことについて、当該校は、「当該生徒の登校支援を優先するべきであると考えた」と述べているが、登校支援と具体的な不安要素の聴き取りは両立しないものではない。むしろ、不安要素を聴き取ってその原因の除去を検討することは登校支援に繋がるはずである。これを十分に行わなかったことは、ただいたずらに抜本的な支援体制構築を先延ばしにすることにつながったと言わざるを得ない。ここでも辛い状況に堪え極力登校していた当該生徒への共感的理解が不足している。

聴き取りを行った上で、当該生徒が、関係生徒らが 2 年の教室にいること自体が不安であると述べたのであれば、例示されている以上は、関係生徒らの別室については検討するべきであるし、それを取らない場合

は、代替の「必要な措置」として、どのような行動を取れば当該生徒が安心して教育を受けることができるかを検討し、当該生徒や保護者に説明や相談を行うべきであった。

上記のように、例示に留まる関係生徒らの別室における対応について、これを行わなかったこと自体がすぐに法 23 条 4 項に反するわけではない。しかし、「必要な措置」を検討するに当たって重要な考慮要素に関する聴き取りを怠ったことについては、当該校に不足していた点があると言すべきである。

エ 先輩にいらまれた件への対応が不十分であったこと

市の基本方針第 3 章 3 (3) では、「いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導が必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない」「いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う」とされている。

先輩にいらまれた件について、当該校は、3 年生の部員に対して聴き取りを行い、そのような事実が認められなかった旨を当該保護者に報告するとともに、当該保護者の要望を受け、部員に対してプレッシャーのかかる関わり方をしないように指導をした。しかし、当該校が当該生徒自身に直接このことについて聴き取りや心情を確認した形跡はない。

当該保護者から報告があったのが、事案発生日の 2 日後(5 月 ■ 日)と近いこと、実際に同月 ■ 日以降に当該生徒の登校頻度が急激に少なくなっていることからすると、同月 ■ 日に学校に行きたくないと思われる事実があったのは確実であると考えべきである。当該校は、■ 日に当該保護者から報告のあった、「遠足で班員と会話があまりできなかったこと」が理由であったと把握していたようであるが、理由としては両立し得るものである。

特に、当該生徒が「サボるな」と同級生に言われてそれを嫌だと感じていたことを前提とすると、事情を知らない部活の先輩が、自身が部活に来ていないことを責めているようだと感じて、大きく不安を覚えたことは容易に推測できる。実際に、当該生徒は、令和 5 年 7 月 ■ 日の教育事務所での面談でも、本調査の聴き取りにおいても、学校に行けなかったのはこの件が理由で、周りにどう思われているかを気にするようになってしまったということ述べている。

具体的なエピソードが報告されている以上は、「そのような事実が認められなかった」という報告で終わってはならず、怖いと感じた当該生徒の心情に思いを致した上で、当該生徒の不安をどうすれば取り除くことができるのか、当該保護者や当該生徒に積極的に提案や聴き取りをするべきであったといえる。

部員に対する聴き取りについても、全体で確認をするに留め、1人1人に丁寧に確認をすることを行わなかった。まとめて質問をしたとしても、にらんだ生徒自身が当該生徒を見かけたという回答をすることが期待し難いことは分かるはずであり、「そのような事実があるはずがない」という前提で対応したと思われても仕方がない。

サッカー部員への聴き取りがあまり深く行われなかったことの原因に、顧問1、2がそれぞれ事案発生日に当該生徒を見かけ、物理的に当該生徒の動線が部活の先輩に会うような状態で無かったと考えていたことが挙げられるが、上記のように当該生徒がサッカー部員との接触を恐怖に思う理由は多く存在するのであり、これのみが聴き取り等による事実確認を十分にしない理由とはならない。

当該校はこの件をいじめ認知しており、それ自体は適切であったが、いじめ対応として適切な対応をしたとは評価できない。

(6) 機動的な学習保障ができなかったこと

当該生徒が学校に行く頻度が減るに際して、当該保護者は、学校に対して、学習保障、特にオンラインで授業を受けることは、認定できる限り令和5年5月頃から望んでいた。

しかし、当該校がオンライン授業を実施できる状態にこぎつけることができたのは令和5年9月になってからである。しかも、この時点でも、基本的には当該校の別室で行うことが前提で、家庭内で受けることを積極的に検討していることを十分に説明していなかったようである。

学校に行くことができていない生徒の中には、学校に行った上でオンライン授業を受けること自体が難しい者がいることは当然想定できる。そのような生徒に対して、「校内の別室で行うことが前提である」という説明をしたとして、利用を検討したいと思うのであろうか。

実際に、記録で確認できるだけでも、当該保護者は令和5年6月■日以降、自宅でのオンライン授業実施を望んでいる。自宅で行う場合、校内の別室で行う場合と比較して情報流出の危険性などが増大することは一般的に予想されることであり、別の対策が必要ではあるものの（この件については下記のとおり教育事務所においても当該校の不安に対応するべきであった。）、少なくとも検討中であることは伝えるべきであった。

当該校としては、登校を促したいという思惑があつてのことだったようであるが、いじめ被害者という当該生徒や当該保護者の視点に立てば、早期に負担なくできることを優先させるべきだった。

この後、当該校は、当該保護者から学校に関わることは避けるべきと精神科医から助言を受けたと伝えられ、これ以降、学習保障に関する働き掛けも控えるようになった。結果として、当該保護者は家でオンライン授業を受ける準備を学校がしていたことについて、本調査開始後の令和6年6月まで把握することができなかった。

結果的に、当該校は、当該生徒が在学中、一切の学習保障の手立てを取ることができなかった。

(7) 調査対象ではないものの不適切な対応が見られた点

本調査の依頼内容としては、当該校から提出された「重大事態発生に関する報告書（令和5年11月30日付）」についての調査であるため、基本的には、令和5年11月30日以降の事項については調査の対象外である。

しかし、それ以降の事実、あるいはいじめについての学校対応以外についても、それが原因で当該校と当該保護者との信頼関係を崩すような事実があったため、再発防止という趣旨で検証した結果を記載する。

ア サッカー部員が叩かれ蹴られる様子をおさめた動画がアップされたことについて

当該生徒と、同学年のサッカー部員が加入しているグループLINEにおいて、部員の一人がうずくまった状態で他の部員複数名から叩かれ、蹴られる行為を受けている様子が撮影された動画がアップされた。これに気が付いた当該保護者は、令和6年2月■日に当該校に報告を行い、「学校はどのような指導をするのか」「一人ずつ丁寧に聴き取りをしてほしい。学校がまた指導しきれない状態というのを目の当たりにしてしまいそうで心が苦しい」と述べた。

しかし、当該校は情報提供に感謝を伝えるのみで、具体的にどのような指導を行ったかについて、積極的に当該保護者に報告をすることはなかった。

関係生徒はサッカー部の部員が多く、当該生徒自身や保護者にとってみれば、自身が学校に行けなくなったにも関わらず、まだ部員が反省せずにいじめを継続しているのかという疑念や不安を覚えることは当然で、そのこと自体が学校に安心して通えないという思いを更に深めることとなる。このような不安に対して、学校がどのような対応をして、どのような経過を辿ったかについて説明を行うことは、当該生徒が安心して登校するための対応として行うべきであった。

上記(3)アのように、積極的に説明するべきであったと考えていた教職員がいたにも関わらず、これが行われなかったことは、当該校のいじめ防止対策委員会が十分に機能していなかったこと、当該校が当該生徒側の視点に立って行動をしていなかったことが原因であると考えられる。

イ 記録の管理について

本件メモの原本は上記のとおり当該校が預かったが、その後、本件メモの原本は当該保護者に返すことなく破棄されている。

このような書類について、どのように扱うべきかということについても聴き取りを行ったが、教職員ごとに捉えが異なっており、破棄するという者もいれば、処分しても良いか事前に確認を取るという者もあり、明確な共通認識はないようである。

しかし、一般的に、本人・保護者が事案発生直後に作成した書類は非常に資料としての価値が高いことが多い。加えて、本件メモは、当該生徒自身がされたことを振り返るといった内容であり、作成には二次被害の危険性も存在する負荷の強い、思いの強い書面であり、当該生徒や当該保護者が大事に扱ってほしいという思いは容易に想像ができる。

当該保護者は、破棄について「いじめの被害者がどんな思いでいじめの態様を告白するのか、その心情を理解していない対応」と指摘をしているが、当然の指摘である。

個人情報を残さないという趣旨自体は理解できるものの、このような書類については、その扱い（返却を要するか、処分をしても良いか）について事前に確認を取るようにすべきである。また、学校（又は教育委員会）としてこうした情報の管理のルールを徹底しておくべきである。

5 教育事務所・教育委員会の対応の問題点

教育事務所・教育委員会の上記3の対応について、問題があったと思われる点を述べる。

(1) 助言内容が実現されないことについての対応が不十分であったこと

上記3の経過に記載したように、教育事務所は、かなり頻繁に校長に連絡を行い、助言を行ったものと認められる。しかし、当該校の対応は上記4で指摘したとおり、かなり多くの問題が存在したままであった。

正しい助言をしていたとしても、それが実現されないのであれば、当該生徒は支援を受けないままとなってしまうのであり、このような状態が継続することに強い危機感を有し、すぐに助言内容を聞いてもらうための対応を講じるべきであった。これを怠っていた（少なくとも機能しなか

った) のは、設置者として「指導」する機関であることの自覚の弱さによるものと言わざるを得ない。

この状況が本調査開始まで継続していたということは、教育委員会全体として、指導主事の助言に校長が従わない場合の対応方法について、事前に検討をしていなかった結果であると考えられる。

市の基本方針には、教育委員会は「学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受けられる体制を整える。また、事案の内容によって、医師や心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する」としているが、本件では、弁護士やSSWへの相談も数回に留まり、効果的な支援ができなかったものと言わざるを得ない。

(2) 当該保護者と当該校の認識を埋める役割を果たせなかったこと

市の基本方針には、「学校教育事務所は、『保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する』という役割を徹底する」と学校事務所の役割が記載されている。

しかし、上記のように、当該校としては回答をしたつもりで、当該保護者は回答してもらっていないとの認識のまま月日が経過した点が幾つも存在している。双方の認識が異なっているため、当事者自身でこれらの異なりを埋めることは困難であることは明らかであった。

教育事務所の指導主事は、どのような点について回答が必要であるかについて何度か助言も行っており、隔たりがどこに存在するのか把握していたように感じられることや、上記の方針の記載からすると、もっと教育事務所自身が主体となって、どの点について当該保護者が疑問に思っており、解決していないのかについて当該校に積極的に伝え、解決を促すべきであった。

(3) 当該保護者に対して不適切な説明を行ったこと

ア 所要期間について不適切な説明

教育事務所の指導主事は、令和5年7月■日、当該保護者及び当該生徒に対して、重大事態調査に要する期間について、「ケースによるので絶対とはお伝えできないんですけども、ここ最近の1つの例では2年以上かかっているものがあつたと聞いています」という説明を行った。

しかし、学校主体調査等の方法を取り、専門家による機動的な調査を行うことによって1年前後で調査を終わらせることは可能であるし、その実績も本市では存在していたはずである。加えて、7月■日の面談では、当該保護者から、「いじめがあつたこと自体は明確になってい

るため、教職員の聴き取りのみで学校の対応について検証を行う調査を行ってほしい」旨の要望があり、これのみに留めるのであれば更に調査を短縮することも可能であったはずである。

指導主事は、「ケースによる」との留保は残したものの、2年を経過してしまったら当該生徒が卒業するため、当該保護者が調査の意義が無いと考えて消極的に考えることは当然である。

詳細な説明を行うのであれば、重大事態調査に関する情報を十分に収集した上で適切に伝えるべきであったし、説明をすることが権限上できないのであれば、年数については目安でも伝えるべきではなかった。

また、上記事実経過のとおり、同年6月■■日に電話を受けた人権教育・児童生徒課の指導主事は、「時間もかかるしリスクもある」と当該父に伝えたようである。これは、事案も全く分からない状態での案内としては極めて不適切である。

イ 重大事態調査を実施するかについて教育委員会に裁量があるかのような回答をしたこと

更に、同年11月■■日の重大事態調査の説明の際にも、説明を行った兼務主事は、当該母の「重大事態調査を行わないことはあるのですか」という質問に対し、「重大事態を行うか行わないかは今日の意向を持ち帰って判断させていただきます」と回答した。

教育委員会は、この日の説明の時点で既に本件がいじめ重大事態に該当すると判断をしていた。説明者は、「重大事態調査の意思確認が当該保護者と当該生徒から取れたとしても、決裁の関係で時間がかかる」旨を説明する意図であったようであるが、上記の回答は、まるで教育委員会側に重大事態調査を行うか否かの判断権限があるかのように取れるものであり（法28条1項柱書はそのような裁量があるとは記載しておらず、解釈上そのように読み込むことも困難である。）、正確な説明とはいえない。

結果として、正式に重大事態調査を行う旨の報告があるまで、当該生徒及び保護者は重大事態調査が実施されるかどうかの裁量が教育委員会にあると不安を抱えたまま過ごすこととなった。正確な説明をしていれば、あとは、決裁がおきるまで待てばよいと前向きに捉えられたはずであり、この点の説明についても疑問が残る。

これらの説明について、単に内容だけを見ると、保護者に重大事態調査を行わないと思わせるために、断片的な情報しか与えなかったというように指摘されても何の文句も言えない。

- (4) 重大事態調査を行うと判断するまでの日にちがかかりすぎていること
法に対する附帯決議（平成 25 年 6 月 19 日衆議院文部科学委員会）は「重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること」とされており、被害者側から重大事態調査の申し出があり、重大事態該当性が認められるのであれば、基本的には速やかに重大事態調査に移行するべきであると考えられる。

本件について、当該保護者は、重大事態に該当するのではないかという連絡を、記録上確認できるだけでも、令和 5 年 6 月 ■日には行っており、その後も重大事態調査を望み続けたことは上記 3 の経緯のとおりである。

それに対して、本件専門家に重大事態調査の依頼がなされたのは令和 5 年 12 月 11 日のことである。

当該生徒は 1 年次の 1 月以降で欠席日数が ■日、2 年次も 4 月に ■日、5 月に ■日となっていることからすると、重大事態と取り扱ったうえで迅速に対応をするべきであった。

被害者側がこれほど多くの申し出をしない限り、重大事態調査ができないとするならば、法やガイドラインの趣旨に大きく反しているといえようがない。

これらの教育事務所・教育委員会の機動性の悪さによって、数か月は本調査の始動が遅れたこととなる。この間、教育事務所による当該校の教職員への聴き取りも行われていたようであるが、保護者から重大事態調査の要望があった以上、遅きに失しており（やるとするならば、7 月 ■日の面談直後に行うと決め、そのことについて当該保護者に了承を得るべきであった）、重大事態調査を行う方向で迅速に動くべきであった。

- (5) オンライン授業に関して学校主導にしてしまったこと

オンライン授業については、現場での不安感があつたまま、その解決がなされずに解決まで時間がかかったものと認められる。

一方で、市内では、家庭でオンライン授業を受けることができる学校もあったのに対して、当該校では少なくとも夏休み明けまではその体制を整えることができなかつたことが認められる。

情報担当の指導主事が令和 5 年 6 月 ■日に当該校を訪問した際に、当該校の教職員から、家で授業を受ける場合の情報保護への懸念が出されていたが、これに対して、教育委員会がその疑問に答えるようなことを行った形跡は見られない（少なくとも教職員の納得感は得られていない）。

結果として、学校によって教育を受けることができる機会を不平等に

させてしまったものであり、本来的には、教育委員会が学校と一体になって取り組むべきものであったことが認められる。

6 当該校・教育事務所に共通した問題点

当該校、教育事務所ともに、当該保護者からの問い合わせに対して、レスポンスを行わないか、非常に遅かったことがしばしば認められる。

書面で回答を求められた見解については、当該校は7月 ■■日に質問を受けて回答は9月 ■■日、教育事務所は令和5年9月 ■■日に質問を受けて回答は12月 ■■日と、かなり時間が経過している。

書面については提出するにあたっての各所とのやり取りが必要とはいえ、進捗や目途を逐次報告すること自体は可能である。

これは、上記にも記載したが、どのような点を確認すべきなのかという認識を揃えることを怠ったために、自身らの宿題がどの点なのかを十分に把握していなかったことと、当該校及び教育事務所の担当者が当該保護者への連絡にかなり躊躇を覚えていたことが原因だと思われる。

第4 再発防止のための提言

1 いじめの認知を早期に行うアンテナを持つこと

いじめの認知のきっかけとなり得る事象、本件でいえば本アンケートについて、これを取って確認することで十分とするのではなく、一定の基準を設けたうえで、その基準を超える内容があった生徒については必ず聴取することとし、その結果についてもいじめ防止対策委員会で共有するようなルールを作り、聴取をしていない場合にはそれがすぐに把握できるようなチェックシートなどを作成し、いじめ認知が網から漏れることのないようにするべきである。

2 事実を正しく認識した上で正しいアセスメントを行うこと

いじめの正しい事実を認識しない限り、そのいじめによって当該生徒がどのような心理的な影響を受けたのか、その影響に対してどのような対応を取れば良いのか、関係生徒に対してどのような指導をすれば再発防止が図れるのかについて、正確に評価をすることは困難である。

そのため、当該生徒が関係生徒に対する積極的な指導を望んでいないとしても、事実の聴き取りをすぐに諦めるべきではなく、可能な限り当該生徒の不安を和らげる形での事実確認の方法を提案し、理解を得るべきである。

そして、正しい事実認識を前提に、上記で言及したような登校支援アプローチプラン（令和6年4月に改訂された横浜市不登校児童生徒支援の手引

で「個別の教育支援計画」と改定された。)を作成し、組織的な支援に繋がっていくべきである。

3 充実したいじめ防止対策委員会を開催すること

いじめ防止対策委員会は、案件を共有するだけではなく、直接対応をしていない教職員からも意見を聴くことのできる場である。構成メンバーでなくても直接対応をしていて事案をよく把握している教職員の参加を促し、対応の方向性について不安があるのであれば積極的に相談を行い、広く教職員の意見を募るべきである。委員会の構成メンバーは、自身がいじめの予防や再発防止のために重要な役割を果たす立場であることを自覚し、事案をしっかりと把握した上で疑問があれば問い、積極的に意見を述べるべきである。

また、緊急対応が必要で、他の教職員からも広く意見を募った方が良い重大な対応を強いられている場合には、臨時でいじめ防止対策委員会を開催し、方向性を決定していくべきである。

そして、教職員で共有をするために、いじめ防止対策委員会で決まった方向性については可能な限り詳細に議事録でまとめ、事後的な振り返りにも活用できるようにすると良い。

4 受け手の気持ちになった対応を行うこと

いじめによって不登校になった生徒がいる場合、登校への不安を確認した上で、その除去のためにどうすれば良いか、当該生徒の立場になって検討をする必要がある。

学校側で対応の方向性を決め、その方向性を当該生徒や当該保護者に説明しても、その不安が拭われないのであれば、別の手段はないかを常に検討し、新たな手段の提案を行い、理解を得るべきである。

そうすることで、提案した手段が最終的には実行されなかったとしても、提案された側としては、学校側も色々と考えており、自分たちの不安に寄り添ってくれているという安心感を得るための材料となり得る。

反対に、「これ以上は何もできない」「見守っていく」という説明のみをされても、SOSを発している側としては、結局何もしないことを宣言されているだけだと感じてしまう可能性も十分に存在する。

常に不安に寄り添った上で、なぜ不安を感じているのか、それを緩和するためにはどうすれば良いのかを考え、解決方法(具体的には、①上記3のように学校いじめ防止対策委員会で参加者全員が忌憚なく自身の考える解決策を述べ、議論ができるようにすることや、②SCやSSWへの繋ぎなど、

複数の相談窓口を提示すること等)を提案し、共に考えていく姿勢が求められる。

そして、何度も同じような問い合わせが来ている場合、その点について納得を得ることができていないことを自覚し、どの点について十分に説明ができていないのかを真摯に反省して理解に努め、納得を得るためにどのようなことが必要であるのかについて積極的に検討をするべきである。

5 迅速なコミュニケーションを取ること

上記4の受け手側の気持ちになることにも繋がるが、内部でいくら検討をしていたとしても、その旨を説明されない場合、相手方としては何もしていないのかと不安を感じることに繋がる。そして、連絡を取らないと、全く連絡しなかったことについての指摘がなされ、そのような指摘を受けることが嫌となるため、より連絡を取らなくなるという悪循環に繋がる。

回答に時間がかかるような問い合わせの場合、時間がかかることを説明した上で、大体の回答までの目途や、次回はいつまでに進捗報告を行うことを告げるなど、相手方にとって予測可能性がつくようなコミュニケーションを、プッシュ型を基本として心がけるべきである。

6 他者に相談することをためらわないこと

人は時に視野狭窄に陥ることがある。そして、視野狭窄の状態になると自力でそれを打ち破るのは困難なことであることを自覚し、他者に相談することや、その意見を取り入れることが重要である。

学校内では、対応者だけで抱えることがないような制度を作ることによって負担を軽減し、対応者個人のミスが致命的なミスにならないように、事前・事後で対応を確認するための協働シフトを作ることが必要である。

また、外部者への相談も積極的に活用するべきである。

学校側の校長等が外部相談のハードルが高いと考え、ためらっているようであれば、教育事務所の方で積極的に活用を勧めるべきである。横浜市では、このような場合に備えて、課題解決専門家が存在するのであって、問題を解決するためにこれらの者へ協力を求めることは当然である。それをためらうことにより、問題の解決が遅れるのであればこの制度には何の意味もない。

自身らで解決手段が思いつかないのであれば、早期にこれらの者への助言や助力を依頼し、違う観点からの視野を取り入れるべきである。

7 重大事態調査の実施について

(1) 正確な情報を伝えること

重大事態に該当すると判断した場合、調査の説明について、教育委員会は、問われもしないにも関わらず、評価的な視点を入れて保護者の判断を鈍らせることはあってはならない。

また、重大事態調査の期間についても、専門委員会による調査であれば数年かかることが多いであろうが、学校主体調査の場合はより少ない期間で終了することもあるなど、正確な説明を行うべきである。

一般的に、重大事態調査について正しく詳細に理解しているものはほとんどいない。教育委員会の指導主事から説明を受けたのであれば、それが正確な情報として受け入れるのが自然であり、不正確な内容を伝えるのは致命的である。委員会内で、マニュアルを作成して確認するなどしてすべての主事、教職員が正しい情報を伝えられるように心掛けるべきである。

(2) 重大事態に該当する場合は迅速に調査ができるような制度構築

児童生徒にとっては、在学中の1日1日が貴重な時間であり、手続の煩雑性等の大人の都合によって、対応が遅くなることはあってはならない。

そのため、重大事態に該当する事案を把握した際には、速やかに保護者に対して重大事態調査に関する説明を行ったうえで、保護者の希望を聴取し、重大事態調査を行うことに反対しないのであれば、速やかにこれを実施することができるような制度の構築を行うべきである。

この点について、令和6年3月に公表したいじめ問題専門委員会によるいじめ重大の調査結果や文部科学省によるいじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂を踏まえて、現在、教育委員会による制度検討が進められている。これまで本市で行われた調査での提言等も踏まえ、第三者の意見を聴きながら、児童生徒のことを第一に考えた制度構築を行い、都度都度見直しを行いながら運用していくべきである。

8 学校と教育事務所の協働について再度検討を行うこと

上記第3の5(1)(2)(5)で記載したように、当該校と教育事務所の連携が不十分である点が随所に見られた。

学校側では実現しにくいことについては、教育事務所は積極的に関与して問題解決に向けて動くべきであるし、教育事務所は法やガイドライン上明らかに求められている対応が取られていない場合には学校側に強く指摘をし、責任をもって実現させていくべきである。

学校と教育事務所が協働できないことによって不利益を被るのは児童生徒であることを改めて理解し、これらが有機的に協働していくためにはどの

ような関係性であるべきなのかについて、制度の見直しも含めて検討を行っていくべきである。

9 簡潔で一覧性のある対応まとめの作成

本報告書で言及しただけでも、法、国・市・学校のいじめ防止基本方針、市の「不登校児童生徒支援の手引」など、いじめ及びそれに伴う不登校の際に参考にするべき法やガイドラインが多く存在しており、それぞれページ数が少ないとはいえ、現場の教職員全員がこの内容を全て頭に入れて対応しているかは極めて疑わしい。

一方で、これらは、これまでの学校現場での経験の蓄積が集約されていることから、対応のための指針としては非常に役立つものであるし、経験の少ない教職員にとっては道しるべともなり得るものである。

そのため、「いじめが起きた場合の対応」「不登校が〇日以上になったときの対応」などと項立てをした上で、それぞれの場合に上記の法やガイドラインに記載されている内容だけを一目で確認することができる情報集約手引きのようなものを作成し、それぞれの場合の対応が必要になった際に、目次からすぐに参照でき、対応できる形にするのが望ましい。

このような書類の作成は個々の学校に任せることは難しいため、教育委員会で専門チーム等を結成し、作成をするべきであると考える。

10 主体的にいじめの対応をする職員の採用あるいは外部協力を検討すること（全市的な検討事項）

現在、学校の教員は、教科教育を行いながら、それぞれの役割（担任、進路指導、生活指導、いじめ対応等）を並行して担っている状態である。

しかし、本報告書に記載したようなきめ細かい対応を、全ての生徒に対して他の業務も担いながら実行することは非常に大きな労力が必要である。特に当該校は1学年 ■■■名前後の生徒が所属しているため、専任にそれを担わせるのは荷が重すぎるとしかいえない。

社会の変化と学校を取り巻く状況が変化し、学校問題が複雑化する中で、学校に関連することを全て学校の教員が担うという考え方は、出来ないことを求めるものであると言わざるを得ない。心理・社会福祉に関して知見を有するいじめ対応専門職員の採用や、助言に留まらない、主体としての外部専門家の積極的な関与などを検討するべきである。

本市において、度重なる重大事態報告がなされておきながら、それぞれの報告書に記載されている再発防止案に重複が見られることは、現場に落とし込みができないことを示すものであり、本市の現在の仕組み自体に構造

的な欠陥が存在していることが疑われる。本報告書に記載された内容と同じ再発防止策の提言が続くようであれば、教育委員会に留まらず、本市自体が抜本的対策を検討しなければならない段階と認識すべきである。

以上

